

独立行政法人国立健康・栄養研究所
平成 2 1 年度 業務実績評価シート

平成 2 1 年 度 評 価 項 目 に つ い て

評価区分	21年度計画記載項目	頁
評価シート1 (生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	1
	1 研究に関する事項を達成するための措置	1
	(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置	1
	ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究	1
評価シート2 (日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	4
	1 研究に関する事項を達成するための措置	4
	(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置	4
	イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究	4
評価シート3 (「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	6
	1 研究に関する事項を達成するための措置	6
	(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置	6
	ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究	6
評価シート4 (重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	8
	1 研究に関する事項を達成するための措置	8
	(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置	8
評価シート5 (論文、学会発表等の促進)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	10
	1 研究に関する事項を達成するための措置	10
	(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	10
	ア 論文、学会発表等の促進	10
評価シート6 (知的財産権の活用)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	11
	1 研究に関する事項を達成するための措置	11
	(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	11
	イ 知的財産権の活用	11
評価シート7 (講演会等の開催、開かれた研究所への対応)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	12
	1 研究に関する事項を達成するための措置	12
	(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置	12
	ウ 講演会等の開催	12
	エ 開かれた研究所への対応	12
評価シート8 (研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	14
	1 研究に関する事項を達成するための措置	14
	(4) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置	14
評価シート9 (健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	16
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	16
	(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置	16

評価区分	21年度計画記載項目	頁
評価シート10 (社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	18
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	18
	(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置	18
評価シート11 (国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	19
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	19
	(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置	19
評価シート12 (栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	21
	2 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置	21
	(4) 栄養情報担当者(NR)制度に関する事項を達成するための措置	21
評価シート13 (情報発信の推進に関する事項を達成するための措置)	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置	22
	3 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置	22
評価シート14 (運営体制の改善に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	23
	1 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置	23
評価シート15 (研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	26
	2 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置	26
評価シート16 (職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	27
	3 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置	27
評価シート17 (事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	29
	4 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置	29
評価シート18 (評価の充実に関する事項を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	30
	5 評価の充実に関する事項を達成するための措置	30
評価シート19 (業務運営全体での効率化を達成するための措置)	第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置	32
	6 業務運営全体での効率化を達成するための措置	32
評価シート20 (外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置)	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置	34
	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置	34
評価シート21 (経費の抑制に関する事項を達成するための措置)	第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置	35
	2 経費の抑制に関する事項を達成するための措置	35
評価シート21 (予算、収支計画、資金計画)	第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	35
	1 予算	35
	2 収支計画	35
評価シート22 (その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置)	第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置	37
	(1) セキュリティの確保	37
	第6 平成21年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表	37

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 研究に関する事項</p> <p>(1) 重点調査研究に関する事項</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行うこと。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>研究所の独自性を発揮するとともに、厚生労働省における健康づくり施策に必要不可欠な科学的知見を蓄積し、発信することを目的として、以下の分野に特化・重点化して研究を行う。</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>運動・身体活動による生活習慣病の一次予防、食事と遺伝的因子の相互作用の解明並びに運動と食事とによるテーラーメイド予防法に関して、ヒトを対象とした試験、動物や細胞等を用いた実験を行う。特に糖尿病及びメタボリックシンドロームの一次予防に資する調査及び研究に特化・重点化する。</p> <p>a 運動・身体活動による生活習慣病予防、運動と食事指導の併用を行った場合の効果等について、実験的、疫学的な調査及び研究を行う。これにより食事摂取基準、運動基準等を作成するための科学的根拠の提示を行う。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究</p> <p>a 運動基準、食事摂取基準等の改定のための科学的根拠の提示</p> <p>①エクササイズガイドに示された運動・身体活動量の妥当性を検討するための大規模前向きコホート研究において、1,000名を目標に被験者割付・介入を行う。</p> <p>②介護予防と動脈硬化予防を両立させる筋力トレーニングの方法及び効果について検討する。</p> <p>③平成23年度に予定されている「健康づくりのための運動基準」及び「健康づくりのための運動指針（エクササイズガイド）」改定のための科学的エビデンスの収集等を行う。</p> <p>④小児を対象に、二重標識水法を用いて身体活動レベルを測定し、その標準値、及び個人間変動の要因を明らかにする。</p> <p>⑤異なる職業や運動習慣を持つ成人における身体活動レベル推定のための調査票を作成するとともに、その妥当性を評価する。</p> <p>⑥人間ドック受診者を対象に肥満や糖尿病リスク因子抽出のための大規模コホート研究を実施する。食事・身体活動・心理的要因及び健診・保健指導の受診状況を調査し、これらの生活習慣病発症への寄与について評価する。</p>	<p>①エクササイズガイド2006に示された運動・身体活動量の妥当性を検討するための大規模前向き介入研究において、1,400名の登録を行い、818名について割り付けと介入が終了した。登録された1,400名のベースラインデータを用いて、運動基準を満たす者がメタボリックシンドローム該当者の割合が少ないことや、動脈硬化度が低いことを示す学術論文を執筆した。</p> <p>②介護予防と動脈硬化予防を両立させる筋力トレーニングの方法及び効果について高齢者60人を対象とした無作為割り付け研究を実施し、筋力や筋量の増加に効果的で安全なトレーニング方法について検討した。</p> <p>③生活習慣病発症と関係の深い体力である最大酸素摂取量の日本人の現状値の測定を行い、男性では全ての年齢で低下傾向であること、また女性では20歳代から40歳代は低くなっているが、50歳代及び60歳代は、従来の値よりも高いという結果が得られた。さらに、「新しいエクササイズガイドの策定に関する研究会」を実施した。その結果、20歳未満の未成年者及び70歳以上の高齢者のための望ましい身体活動量・運動量の基準値の策定等の必要性が明らかになった。</p> <p>④中学生80名を対象として、国内で初めて二重標識水（DLW）法および基礎代謝量の実測により得られた身体活動レベルは、現在の食事摂取基準の標準値よりやや高く、身体活動レベルが特に高値を示す者の活動内容（運動や外出）に特徴がみられた。また、小学1～6年生における身体活動レベルも、1.70 ± 0.29とやや高い値が得られた。これらの成果は食事摂取基準の小児のエネルギー必要量策定のための科学的根拠となる。</p> <p>⑤成人を対象に、DLW法から得られた身体活動レベルに仕事内容が寄与することを示唆する結果が得られており、食事摂取基準や国民健康・栄養調査に利用できるよう、さらに分析を進めている。また、成人女性100名を対象に、体格・身体組成とDLW法で評価した身体活動レベルの関係を検討し、特に体脂肪の蓄積が多い者で身体活動レベルが低いことを明らかにした。これらの成果は食事摂取基準でのエネルギー必要量策定のための科学的根拠となる。</p>

b 遺伝子改変動物を用いて、運動や食事指導によってメタボリックシンドローム及び生活習慣病がいかに予防されるのかを、遺伝子解析等による分子レベルでの機序解明を試み、運動と食事指導による生活習慣病のテーラーメイド予防法の開発に資する科学的根拠を提示する。

c ヒトを対象として、基礎代謝量と遺伝素因の相互作用や遺伝子多型と各栄養素摂取量、身体活動量等との関係を明らかにし、生活習慣病発症の遺伝、環境リスクの相互関係を解明する。

b 生活習慣病予防のための科学的根拠の提示

①高脂肪食が、糖尿病・メタボリックシンドロームを発症する分子メカニズムを解明するために、新たな遺伝子操作動物あるいは既に樹立した遺伝子操作動物由来膵β細胞株を用いて当該遺伝子の発現調節メカニズムや膵β細胞の増殖メカニズムを検討する。また、脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物に血管内皮機能改善薬を投与し、インスリン抵抗性の改善について検討する。
②運動の肥満・糖尿病予防機序、栄養素による脂肪肝・肥満発症機序とその予防法、エネルギー及びタンパク質摂取制限によって生じる生体適応及び適応破綻の機序を明らかにする。

c 生活習慣病と環境因子との関係解明

①罹患同胞対法を用いた全ゲノム解析で2型糖尿病感受性領域としてマップされ、遺伝子の同定に至っていない染色体領域を解析し、新たな2型糖尿病感受性遺伝子を同定する。
②平成20年度に樹立した遺伝子欠損マウスの解析をさらに行い、当該遺伝子のインスリン分泌機構における分子メカニズムについて明らかにする。
③これまでに明らかにした2型糖尿病感受性遺伝子のうち、その機能が未知のものについて、遺伝子操作マウスの作製及び解析を行い、2型糖尿病感受性遺伝子の機能について明らかにする。

⑥人間ドック受診者を対象に肥満や糖尿病リスク因子抽出のための大規模コホート確立のため、2,000名のコホート参加登録及び基礎データを収集した。また、これまでに収集できたデータを基に順次データベースの作成を行い、食事・身体活動・心理的要因と生活習慣病リスク因子との関連性について一部解析を行った結果、女性においては、鬱症状が糖尿病と関連していることを明らかにし、保健指導の際の新たな視点を示した。

①欧米人と同様、日本人においても2型糖尿病感受性遺伝子であるTCF7L2の機能を膵β細胞で低下させたトランスジェニックマウスを作製し、当該遺伝子がインスリン分泌低下に関与していることを明らかにした。また、脂質過剰摂取生活習慣病モデル動物に血管内皮細胞のインスリンシグナルを改善させる薬剤を投与するとインスリン依存性の骨格筋の糖取り込みが改善し、血管内皮細胞のインスリンシグナルが骨格筋の糖取り込みに重要な役割をしていることを明らかにした。この結果を踏まえこれまでにない新規のインスリン抵抗性改善薬あるいは糖尿病治療薬の開発につながる。
②骨格筋のLKB1は低強度運動の脂肪燃焼亢進に必須であることを見出した。脂肪細胞での脂肪分解を促進しながらLKB1を活性化すると、運動と同じように肥満を解消できる可能性を示した。更に飽和脂肪酸過剰摂取によって生じる脂肪肝は肝臓でのPPARγ活性化を抑制することで予防できる可能性があること、タンパク質を10en%以下にしない食事制限は炎症を減弱し、脳卒中を予防する可能性があることを明らかにした。

①これまでに明らかにしてきた日本人の2型糖尿病感受性遺伝子について、遺伝子間の相互作用を検討し、KCNQ1遺伝子とHHEX遺伝子のリスクアレルの保有数が多いほどインスリン分泌が低下することを明らかにした。
②遺伝因子と環境因子の相互作用についてPPARγ遺伝子で検討し、身体活動量が少ない群ではPPARγPro12Ala多型のインスリン抵抗性に与える影響が大きいことを明らかにした。
③平成20年度に樹立した当該遺伝子欠損マウスでは、グルコース刺激後の細胞内Ca濃度が有意に低下し、これがインスリン分泌低下のメカニズムの一つとして考えられた。これらの結果は、個々人がどのくらい糖尿病になりやすいか、また2型糖尿病感受性遺伝子を持っていたらどのような生活習慣により気をつけるといいかがわかり、テーラーメイド医療に繋がり、最終的には医療費削減に貢献できる可能性がある。

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標		中期計画		21年度計画		21年度業務実績	
評価の視点等	【評価項目1 生活習慣病予防のための運動と食事の併用効果に関する研究】	自己評価	S			評 定	
		2型糖尿病感受性遺伝子の同定とその機能の解明は順調に進んでおり、大規模コホートの解析から新たな知見を得るなど、生活習慣病予防のための研究成果は着実にみられている。 また、血管内皮細胞のインシュリンシグナルと骨格筋の糖取り込み機序との関係解明はテーラーメイド予防につながる平成21年度の特筆すべき成果である。				(評定理由)	(その他の意見)
	【数値目標】	-					
	【評価の視点】	実績：○					
	・研究の質は高く保たれているか。	今年度は、特に血管内皮細胞におけるインシュリンシグナルと骨格筋の糖取り込み機序との関係解明に大きな成果が出ており、新たな糖尿病薬開発のシーズともなる優れた業績があがった。					
	・生活習慣病予防や健康づくり施策の推進やガイドライン策定に寄与するものであるか。	実績：○ 厚生労働省策定の「エクササイズガイド 2006」で示された運動・身体活動量の生活習慣病予防効果を検証するための大規模コホート研究に着手するとともに、これまでの実績から、20歳未満と70歳以上について、新たに身体活動量・運動量の基準策定が必要であることが明らかになった。					
	・研究の結果（介入方法など）が特定健診・保健指導の実践に活用されているか。また、食事摂取基準・運動基準のエビデンスに採用されているか。	実績：○ 大規模コホート研究は、長期にわたる研究期間を必要とするので、まだ研究の結果を保健指導の実践に生かすに至っていないが、現時点においても社会科学的に重要な知見が見いだされており、将来の施策に寄与する可能性が大きいと評価する。					
	・大規模コホート研究から得た結果が生活習慣病予防のために活用されているか。	実績：○ 上欄に同じ					
	・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な成果に関する将来展望が示されているか。	実績：○ 研究成果は、主に欧文原著論文として、インパクトファクターの高い国際的に主要な学術誌に発表している。コホート研究については、中長期的な観点に立って、計画的かつ効果的な実施を図っている。					
	・研究成果の意義が適切に示されているか。	実績：○ 研究成果の意義について、適切に示した。					
	・長期的（10年以上）な観点から成果を評価する必要がある調査研究について、具体的な成果に関する将来展望が示されているか。	実績：△ 大規模コホート研究等、現時点では成果を実践に生かすところまでは至っていないが、社会科学的に重要な知見を見いだすなど、副次的な研究成果が見られている。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>日本人の食生活の多様性を科学的に評価するための指標及び調査手法を開発し、それが健康に及ぼす影響について疫学的な調査及び研究を行う。特に日本人の食事摂取基準等の科学的根拠となるデータの蓄積と「健康日本21」の評価への応用という点を重点目標とする。</p> <p>a 栄養に関する実践において最も基本的かつ重要な指針である「食事摂取基準」について、平成20年度に予定される改定作業に向け、系統的レビューを平成19年度まで重点的に行う。また、今後の改定に向けて、ヒトを対象とした疫学的研究及び基本的情報の収集等を継続的に行う。</p> <p>b 「健康日本21」推進のためには、効果的な運動・食事指導プログラムの開発と普及や、国及び地方自治体での適切な指導効果の評価の実施等が重要であることから、これらの手法の開発、国民健康・栄養調査の機能強化及びデータ活用に資する検討を行う。</p>	<p>イ 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究</p> <p>a 栄養疫学的調査研究の実施</p> <p>①「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定及び普及・啓発に積極的に参画する。「2005年版」策定時からの関係基礎資料を分類整理し、データベースを構築する。今後の策定や普及・啓発事業において、当該データベースが十分活用されるよう、厚生労働省及び策定検討会に必要十分な資料や技術の提供を行う。</p> <p>②食事摂取基準の策定に資する基礎資料を得るための、ヒトを対象とした栄養疫学研究を実施する。</p> <p>③食事に関連する栄養成分の生体指標（バイオマーカー）を確立し、健康影響について、以下の研究を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉経後女性を対象に、ビタミンK2の長期摂取が骨代謝及び脂質代謝に及ぼす影響を評価する。 ・大豆イソフラボン代謝産物の栄養生理学的意義に関する研究を継続する。 ・生活習慣病予防におけるビタミンA結合タンパク質（RBP4）の役割を明らかにする。 <p>④地域在住高齢者及び介護施設入所者の栄養摂取状況やビタミン・ミネラル栄養状態を調査する。</p> <p>b 国民健康・栄養調査の実施強化とデータ活用のあり方に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や地方自治体の要請や必要性に応じて、国民健康・栄養調査ならびに地方自治体が独自に実施する健康・栄養調査の実施強化やデータ利活用に関する技術支援のあり方について検討する。 	<p>21年度業務実績</p> <p>①「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定と普及啓発を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の策定業務に検討会委員及びワーキンググループメンバーとして多くの所員が参画し、また、報告書全体の編集作業にも協力して、2009年5月の公表に貢献した。研究所内のレファレンス事務局では、基礎資料の収集及び文献レビューを行い資料提供要請に対応するとともに、一般公開用のデータベースを構築した。 ・「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の普及啓発のために、厚生労働省主催のブロック別講習会をはじめ各地の講習会に多数の所員が講師として参加した。ブロック別講習会は、全国6ブロックで行い、約7,000名が参加した。講演会は全国24都道府県で、86回の講演を行った。また、普及啓発用資料の作成・編集を行い、厚生労働省および当研究所ホームページに掲載した。 ②食事摂取基準の目標量策定に資する基礎資料を得るため、ヒトを対象とした大規模疫学研究によって栄養摂取量とメタボリックシンドロームの関連を検討した。 ③食事に関連する栄養成分の生体指標に関して以下の研究を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・インスリン抵抗性を示すモデル系を用い、ビタミンA結合タンパク質（RBP4）遺伝子発現が亢進する分子メカニズムの一部を明らかにした。この成果は、ビタミンAの食事摂取基準値策定において簡便な生体指標測定法の確立に寄与すると考えられる。 ・ビタミンKの、食事摂取基準推定平均必要量の策定や骨粗鬆症の予防を目的とした目標量の算出する科学的根拠を得るために、低用量ビタミンK2の長期摂取が、閉経後女性の骨及び脂質代謝に及ぼす影響を評価する研究を開始した。 ④介護施設等における高齢者の食事摂取状況や提供食の栄養素分析を実施した。これらは、介護を必要とする高齢者の食事摂取基準策定のための基礎資料となる。 <p>・厚生労働省や地方自治体の主管部局に対して、過去の国民健康・栄養調査ならびに自治体が独自に実施した健康・栄養調査のデータ活用や客観的評価に関して技術支援を行った。特に今年度においては、国民健康・栄養調査の経年データから肥満者の増加が頭打ちとなっていることなど、さまざまな健康指標に関する縦断的変化を客観的に評価する手法の確立に努めた。これらは、国民健康・栄養調査が国や地方自治体が実施する健康増進施策の立案や評価に役立つことを示すものである。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目2 日本人の食生活の多様化と健康への影響に関する栄養疫学的研究】	自己評価	S		評価		
		平成21年5月に公表した「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の普及啓発事業として、各地の講習会に多数の所員が講師として参加し、国民の健康の維持・増進に寄与した。また、当該基準に関して収集した基礎資料、文献等を整理し一般公開用データベースとして公開し、将来の栄養疫学部門の研究と実践に大きく寄与する。			（評定理由）		
	【数値目標】	—			（その他の意見）		
	【評価の視点】	実績：○ 栄養疫学的研究の成果は、国内外の一流の学術誌に掲載されるなど、質の高い研究を行った。					
	・研究の質は高く保たれているか。						
	・わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与するものであるか。	実績：○ 地域住民を対象とする栄養摂取状況と健康状態との関連についてのコホート研究を行うなど、わが国の栄養疫学研究の進歩に寄与する研究を実施した。					
	・日本人の食事摂取基準を策定（改定）するために有用な資料となるものであるか。	実績：○ 当研究所で収集した基礎資料を基に平成21年5月に「日本人の食事摂取基準（2010年版）」を公表することを得た。 策定業務に検討会委員及びワーキンググループメンバーとして多くの所員が参画し、また、報告書全体の編集作業にも協力するなど、大きく貢献した。					
	・策定に有用な資料（データベース）を作成・管理・公開しているか。	実績：○ 研究所内にレファレンス事務局をおき、基礎資料の収集及び文献レビューを行い資料提供要請に対応するとともに、一般公開用のデータベースを構築した。					
	・国や地方自治体を実施する健康増進施策の立案や評価に用いることができる客観的なデータとなっているのか。	実績：○ データの質は客観的かつ精度の高いものである。					
	・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	実績：○ これらの研究成果は主要な学術誌に論文として発表するとともに、普及啓発事業を通じて広く一般への広報活動を行った。また、関連する文献のデータベース化と一般公開は、将来、栄養疫学部門の研究とその実践において大きく寄与すると考える。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>「健康食品」に含まれる食品成分の有効性及び健康影響に関して、実社会における使用実態等を把握するとともに、ヒトに対する影響を評価する手法を開発する。その結果を幅広く公開し、「健康食品」に関わるリスクコミュニケーションに資するデータベースの更新及び充実を継続して行う。</p> <p>a 保健機能食品等の健康志向に基づく食品の使用実態等の情報を収集・把握し、栄養表示及び健康表示の側面から、健康影響について調査検討する。</p> <p>また、栄養素以外の食品成分から広く健康影響を持つ食品素材をスクリーニングして、そのヒトにおける有効性評価について細胞モデル及び動物モデルを用いて検討する。</p> <p>b 「健康食品」に関する正しい知識の普及と健康被害の未然防止並びに拡大防止を目的に、公正で科学的な健康食品の情報を継続的に収集・蓄積し、幅広く公開する。</p>	<p>ウ 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究</p> <p>a 保健機能食品等の素材成分に関する情報収集及び健康影響についての調査研究</p> <p>①食品の抗酸化力の測定法の妥当性確認を他研究機関とともに引き続き行い、バリデーションを進める。</p> <p>さらに、食事調査などの結果から抗酸化物質摂取量を把握可能にする目的で、一般食品の抗酸化力及び含有抗酸化成分の包括的測定に基づくデータベース化を行う。</p> <p>②微生物定量法が主となっているビタミン類の測定に関して、食品形態に対応した機器分析法の導入を検討する。</p> <p>③ビタミンE誘導体を中心に、健康の維持・増進への有効性等について、モデル動物を用いて詳細に検証するとともに、ヒトへの応用の可能性を探る。</p> <p>④栄養素及び非栄養素成分、とくに構造脂質、大豆タンパク質、脂溶性ビタミン、ポリフェノール等について、新たな保健機能の開発を視野に入れながら、その有効性及び安全性の評価を行う。</p> <p>b 「健康食品」に関する公正な情報の提供</p> <p>①食品成分等に関する科学的根拠のある公正な情報の提供、国が行っている保健機能食品制度の普及と適切な生活習慣の推進、「健康食品」が関連した健康被害の発生・拡大防止を目的に、最新の関連情報を継続的に収集・蓄積し、データベースの充実・更新を図り、「健康食品の安全性・有効性情報」のホームページに反映させる。</p> <p>②消費者とのリスクコミュニケーションを図るため、NRなど現場の専門職の協力、他の組織や関係機関との連携が可能なシステム構築をさらに進める。</p> <p>③新たに「特別用途食品・栄養療法に関するデータベース」の構築及び運用を開始する。</p>	<p>①食品抗酸化力測定法の改良を行い、研究室間の測定誤差を減じた。また、一般的に摂取されている1日23種類の野菜350gについて抗酸化力を測定した結果、抗酸化物標準品Troloxに換算して約2,000 μmol/日と同等であることを明らかにした。</p> <p>②ビタミンB12の定量法として、固相抽出を応用したHPLC法を開発した。</p> <p>③ビタミンE同族体（トコトリエノール）をシクロデキストリン（CD）包接化することにより、生体利用率が向上することを確認した。また、CD包接化によりトコトリエノールの抗腫瘍活性が増強した。</p> <p>④大豆由来のBBI（プロテアーゼ阻害物質の一種）を特異的に認識する抗体を作成し、この抗体を使ったBBI定量用ELISA法を構築した。これにより、BBIの生体内動態の解析が可能になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造脂質は新規リン脂質に着目し、in vitroにおける機能性評価を行った。 ・閉経後女性を対象に、大豆イソフラボン代謝産物の骨代謝に対する有用性及び安全性を評価した。 ・論文の系統的レビュー・メタ分析手法により、大豆イソフラボンの骨密度、骨代謝マーカー、血圧に対する影響を評価した。これらの研究は、食品の安心安全確保ならびに、国民の健康の維持増進につながる。なお、H21年度は原著論文9報、総説14報を発表した。 <p>①「健康食品の安全性・有効性情報」に関して、ニーズ把握及びデータベースへのデータ追加作業をした。作成した情報の内訳は、新規情報が約160件、更新・追記情報が約260件である。登録会員への更新情報メールの配信（毎月）、健康食品に関するメールや電話での問い合わせ、新聞などの取材に適宜対応した。サイトへのアクセス数は8,000件/日以上が維持できていた。逐次提供した国内外の健康食品等による被害関連情報は、健康被害の未然防止・拡大防止に寄与することができた。</p> <p>②消費者とのリスクコミュニケーションを図るため、NR協会等を介した効果的な情報提供法の検討、「特定保健用食品の正しい利用法」や「子供のサプリメント利用に関する情報」についてパンフレットを作成するとともにホームページ上で公開した。それらの公開情報の内容は大手の新聞で紹介され、特に子供のサプリメント利用に関する情報は、タイムリーな情報となり17の新聞に取り上げられ大きな反響を受けた。子どものサプリメント利用に関する保護者の意識調査、サプリメントアドバイザー養成機関ならびにアドバイザースタッフ個人の実態調査も行き、効果的に情報提供ができる取り組みを行った。</p> <p>③新しく「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報(http://fosdu.nih.go.jp/)」のデータベースを構築し、栄養士会等を介したサイトの利用や改善に関する調査を実施して必要な改修を行った後に一般公開した。この取り組みも注目され、大手の新聞で紹介された。このサイトの閲覧者は栄養士等の専門職と想定され、アクセス数は約700件/日であった。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目3 「健康食品」を対象とした食品成分の有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究】	自己評価	S		評 定	
【数値目標】	・健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧が1日平均6,000件以上維持できているか。	食品抗酸化力測定法についての研究により、抗酸化力測定の妥当性の検討に成果がみられた。また、新たに「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースを一般に公開し、医療現場での根拠に基づいた栄養療法の促進に寄与した。			(評定理由)	
【評価の視点】	・研究の質は高く保たれているか。	当該サイトへのアクセス件数は一日8,000件以上が維持されている。(業務実績p.10参照)			(その他の意見)	
	・食生活や生活習慣など、健康を総合的に考慮した健康食品の位置づけ、必要な情報提供ができていないか。	実績：○ トコトリエノールなどの機能性成分の有効性評価や食品の抗酸化力測定法の開発などについてすぐれた研究成果が得られた。				
	・情報発信はタイムリーに行われているか。	実績：○ 「健康食品の安全性・有効性情報」データベースの更新、追加を行うとともに、新たに「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースを構築し、一般に公開した。アクセス件数は前者が一日8,000件から10,000件以上、後者が一日700件以上に及び次第に増加している。(業務実績p.10参照)				
	・国内外の健康食品関連情報を収集してデータベース化し、またそのデータベース化した情報の活用状況が客観的に評価できるか。	実績：○ 特に健康食品の安全性・健康被害に関する情報について、迅速な収集及びホームページ等を通じた提供を行うとともに、ネット会員約5,000名(平成20年度4,000人)に対して定期的に更新情報を通知するなど、タイムリーな情報発信に努めた。				
	・情報の提供や共有を図るための効果的な取り組みが常に検討されているか。	実績：○ 「健康食品の安全性・有効性情報」データベースの更新、追加を行うとともに、新たに「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」のデータベースを構築し、一般に公開した。アクセス件数は前者が一日8,000件から10,000件以上、後者が一日700件以上に及び次第に増加している。(業務実績p.10参照)				
	・研究成果が適切に示されているか。特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	実績：○ 当研究所が収集、把握、評価を行う情報の効果的な活用についての検討の結果として、今年度新たに「特別用途食品・栄養療法エビデンス情報」データベースを一般に公開した。				
		実績：○ 健康食品の安全性・有効性評価、食品中の抗酸化物質測定法の開発を中心とする研究成果は、国内外の学会誌等に発表しており、今後、食品機能の比較評価のを行う上で重要なせいである。とくに健康食品の安全性・有効性評価に関する研究等については、消費者の安全を確保する観点から、今後も継続的に実施していく必要がある。				

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項</p> <p>ア 科学技術基本計画（仮称）に沿って、研究機関として独自性の高い基礎的・応用的研究を行うこと。</p> <p>イ 研究の成果をより広く社会に還元するために、食育推進基本計画（仮称）に資する調査研究を推進し、専門家（管理栄養士等）への情報提供を行うこと。</p>	<p>(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究所の研究能力を向上させ、将来、その応用・発展的な展開を可能とするために、関連研究領域における基礎的・独創的・萌芽的研究を行う。</p> <p>イ コホートを設定し、介入研究による栄養教育の成果を研究する。食育及び栄養ケアマネジメントに関して、行政、他機関と協力してエビデンス作りを図る。 また、管理栄養士等保健従事者の教育及び情報の提供方法を研究する。</p>	<p>(2) 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究能力の向上のための創造的研究の実施 ・若手研究者による独創的で、次期中期計画において発展的に展開し得る研究課題のシーズとなるような研究を、所内公募による競争的な環境の下で行う。 その際、外部の専門家を含めた事前・事後の評価を行い、研究の質を確保する。</p> <p>イ 効果的な栄養教育手法の開発</p> <p>①生涯を通じた健康づくりを目指して、環境整備を含めた栄養教育実践のための研究を、食育、メタボリックシンドローム予防、高齢者支援の観点から研究を行う。</p> <p>②メタボリックシンドローム予防のための行動科学的なアプローチによる栄養教育法について研究する。人間ドック受診者を対象にした大規模コホートの構築を進め、食習慣・運動習慣と肥満や糖尿病発症との関連を検討する。</p> <p>③効果的な食育展開のための個人及び集団を対象とするアプローチ法及びその評価法を開発するための調査・研究を行う。</p> <p>④高齢者の食介護の観点から、咀嚼・嚥下困難を伴った高齢者に対する食事提供のあり方について研究する。</p> <p>⑤日本栄養士会等関連する職能団体や学会等と効果的な栄養教育・食育のあり方について検討し、栄養教育実践に向けて支援する。</p>	<p>・「重点調査研究」ではカバーされない領域の独創的かつ萌芽的な研究課題（「創造的研究」）を所内公募し、審査委員（研究所内部：研究企画委員会委員9名及び外部：運動生理学、予防医学、食品科学及び代謝病学の専門家4名）が事前評価を行い、10件の応募課題のうち5件を採択した。</p> <p>採択された課題の研究テーマは、「腸内細菌叢に着目した大豆イソフラボンの生体利用性に関する研究」、「生活習慣病と関連した運動行動の変容に影響を及ぼす遺伝的要因の解明」、「血管内皮細胞におけるインスリン情報伝達経路（インスリン受容体基質）と生活習慣病」、「運動トレーニングによる自発的身体活動量増加メカニズム」、「特定栄養素欠乏による脳血管障害への影響およびそのメカニズムの解明～脳卒中自然発症マウスの作出～」である。</p> <p>なお、外部委員を含めた審査委員による事後評価においては、いずれも良好な成果が上げられていた。</p> <p>①効果的な食教育を実現するための環境整備を目指して、野菜の栄養表示のガイドライン作成に関わり、農林水産省と共に栄養表示の普及に努めた。</p> <p>②人間ドック受診者を対象にした大規模コホート構築のため、2,000人の登録および基礎データの収集を行った。データベース化を進めると共に、一部解析を行い、心理的要因と糖尿病との関連性について明らかにした。また、栄養・運動指導効果持続にかかる要因調査を行い、リバウンドを引き起こさないアプローチ法について明らかにした。</p> <p>③食育展開の方向性を明確にするために、専門家と一般人を対象とした cultural domains 研究および若年成人を対象とした食育アンケート、小児肥満の要因分析のための疫学調査を開始し、内閣府の食育推進のための基礎資料として提供を行った。また、その考え方を内閣府と連携してパンフレット（英文・和文）を作成し、国内外に配布した。</p> <p>④高齢者の摂食・嚥下困難者に対する食事提供の在り方と実務教育についてワークショップを開催（250名の専門職の参加）し、情報提供を行った。また、食事提供法に関するアンケート調査を開始すると共に、高齢者の身体的機能低下と家事行動能力との関連性について明らかにし、介護保険改定のための基礎資料を作成した。</p> <p>⑤栄養士会等の職能団体や地方自治体が推進する食育や栄養教育推進事業に対する支援を23団体のべ25回（約100名学校栄養士・栄養教諭、行政栄養士等/回）行い、食育の推進に努めた。内閣府食育推進評価委員として、国の食育推進に携わった。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目4 重点調査研究以外の調査研究に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
		若手研究者による独創的・萌芽的な研究、地域住民を対象とするコホート研究、高齢者の咀嚼・嚥下障害への対応に関する実態調査など、重点調査研究以外にも、健康・栄養に関わる幅広い分野の研究を実施するとともに、専門家への情報提供にも努めた。			（評定理由）		
	【数値目標】 ・高齢者の介護予防の観点から年1回以上のワークショップを開催し、広く情報提供を行う。 ・効果的な栄養教育・食育について、職能団体等への支援を年5回以上行う。	高齢者の摂食・嚥下困難者に対する食事提供の在り方と実務教育についてワークショップを開催（250名の専門職の参加）し、情報提供を行った。（業務実績 p.12 参照） 23団体のべ25回（約100名学校栄養士・栄養教諭、行政栄養士等/回）行い、食育の推進に努めた。（業務実績 p.12 参照）			（その他の意見）		
	【評価の視点】 ・研究の質は高く保たれているか。	実績：○ 研究成果は主に英文論文として欧米の主要な学術雑誌に発表するなど、質の高い研究を実施した。					
	・独創的で、将来のシーズとなり得る研究が行われているか。	実績：○ 所内公募により採択した独創的・萌芽的な研究課題（創造的研究）5件については、将来のシーズとなりうる優れた研究成果を上げており、外部評価委員会においても高く評価された。（業務実績 p.12 参照）					
	・研究成果が適切に示されているか。 特に中長期的な観点から成果を評価する必要がある調査研究については具体的な効果に関する将来展望が示されているか。	実績：○ 研究成果は学術論文として発表、あるいは主要な学会で発表した。地域住民を対象とする大規模コホート研究については、規模をさらに拡大し、引き続き研究を進めていく計画である。					
	・食育推進会議等への参加により行政施策に寄与しているか。	実績：○ 内閣府食育推進評価委員として参画するなど、行政施策に寄与した。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標		中期計画		21年度計画		21年度業務実績	
<p>(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項</p> <p>ア 健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。</p>		<p>(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 調査及び研究成果の普及を図るため、学術誌への学術論文の投稿、シンポジウム、学会等での口頭発表を行う。 これらについては、中期目標期間内に、学術論文の掲載を250報以上、口頭発表を750回以上行う。 なお、口頭発表は、海外においても積極的にを行う。</p>		<p>(3) 研究水準及び研究成果等に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 論文、学会発表等の促進 ①研究成果については、できるだけ国際的な場での発表を目指し、査読付き学術論文50報以上、口頭発表150回以上を行う。 ②とくに若手研究者による優れた研究成果の発表に対しては、競争的な事前審査により課題を選定し、海外渡航費の付与を行う。</p>		<p>①査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌92報、和文誌17報の計109報（2.7報/特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。なお、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に42報掲載された。 また、国内外の学会における発表は、国際学会（国内での開催を含む）56回、国内学会155回の計211回（5回/特別研究員以上の研究員一人当たり）であった。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会10回、国内学会42回であった。なお、優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表するために、所内公募により7件の海外渡航費の付与を行った。 ②調査研究の成果に係る著書・総説・解説は171報であった。 ・研究所で実施した調査研究について、マスメディアより108件の問い合わせがあった。</p>	
評価の視点等	【評価項目5 論文、学会発表等の促進】	自己評価	S		評価		
		英文論文を中心に目標を大きく上回る学術論文及び口頭発表を行うなど、優れた研究業績を上げた。			(評定理由)		
	【数値目標】 ・年度ごとに査読付きの学術誌に学術論文を50報以上掲載されること	109報（英文92、和文17）掲載された。（業務実績p.14参照）			(その他の意見)		
	・インパクトファクターが2.0以上の学術誌に年度ごとに25報以上の原著論文が掲載されること。	インパクトファクターが2.0以上の学術誌に42報掲載された。（業務実績p.14参照）					
	・研究者一人あたりの論文引用度を2.50以上とする	論文引用は発表年度後になるので、現時点での評価はできない。					
	・学会における口頭発表を年度ごとに150回以上行う。	学会における口頭発表は211回（国際学会56回、国内学会155回）であった。（業務実績p.14参照）					
	・調査研究に関する啓発・知識の普及等に関する一般講演を年間200回以上行う	一般講演は356回行った。					
	・研究成果に係る著書・総説・解説を年間150件以上行う。	実績は、171件（著書24、総説85、解説62）であった。（業務実績p.14参照）					
	・調査研究の内容・成果に関する新聞・雑誌、テレビ・ラジオ等のメディアによる報道件数として、毎年度50件以上の報道があるかどうか、研究所への社会的注目度の評価指標として設定する。	実績は、83件（テレビ・ラジオ11、雑誌15、新聞57）であった。					
	【評価の視点】 ・学会発表及び学術雑誌へ発表した論文は、高い水準を確保しているか。	実績：○ インパクトファクターによる客観的評価によっても、国際的評価の高い学術雑誌への発表が数多くなされた。国内外の主要な学会での発表でも高い水準を確保した。					
	・海外において研究成果が積極的に発表されているか。	実績：○ 英文誌への原著論文掲載92報、国際学会での発表56回、招待講演10回など、海外に向けて研究成果を積極的に発表した。（業務実績p.14参照）					
	・上記数値目標について、研究分野ごとの分析を行っているか。	実績：○ プログラム毎の分析を行い、評価に活かしている。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
イ 調査・研究の成果を社会に還元するために、知的財産権の取得・開示を行うこと。	イ 知的財産権の活用 調査及び研究の成果については、それらが知的財産につながるかどうかのスクリーニングを行い、中期目標期間内に20件以上の特許出願を行う。 取得した特許権の実施を図るため、特許権情報のデータベースをホームページ上に公開する。 また、非公務員化の利点を活用し、研究所が所有する知的財産の活用、又は所有する情報等を用いた共同研究を民間企業及び大学等と積極的に行うこととし、毎年2件以上の増加を目標とする。	イ 知的財産権の活用 ①知的財産権取得に適した研究について、その成果の学会及び論文発表の前に掘り起こしを行い、年間5件程度の特許出願を行う。 当研究所の特許等に関わる情報を、ホームページ上に公開し、民間企業等へ積極的に技術の紹介を行う。 ②民間企業等との共同研究を年間10件程度行う。	①費用対効果を勘案しながら、引き続き知的財産権の取得及び活用に努めた。「知的財産に関する権利等取扱規程」に基づき平成21年度中に出願した特許等知的財産は、「糖尿病及び高血糖の予防治療飲料食品」(審査請求)、「二重層リポソーム及びその製造方法」(意見書提出)、「HF Net」(商標登録)、「FOSDU Net」(商標登録)の4件であった。 なお、特許取得および出願状況については、ホームページ上で公開している。 ②民間企業等との共同研究や受託研究などを通して、社会還元に向けた柔軟な取り組みの一層の推進に努め、平成21年度は11件の共同研究及び7件の受託研究を実施した。 知的財産権の取得・活用ならびに民間企業等との共同研究・受託研究の件数は目標値より若干少ないものの、本研究所独自の知的財産権がさらに活用されるよう所内関係部署の連携を密に進めている。

評価の視点等	【評価項目6 知的財産権の活用】	自己評価	A	評 定
		特許の出願等は未だ少ないものの、質の高い知的財産の確保に努めるとともに、これらの知的財産に関する情報や研究成果等を積極的に公開し、民間企業等との共同研究や受託研究に精力的に取り組んだ。		(評定理由)
	【数値目標】 ・中期目標期間内に、20件以上の特許出願を行う (年間約5件程度の特許出願を行う)	平成21年度に出願した特許等、知的財産は特許2件、商標登録2件の4件であった。 (業務実績 p.14 参照)		(その他の意見)
	・民間企業との共同研究を年間10件程度行う。	平成21年度には11件の民間企業等との共同研究及び7件の受託研究を実施した。 (業務実績 p.14 参照)		
	【評価の視点】 ・特許の出願及び再申請などは、戦略性をもって実施されているか。	実績：○ 特許等の出願にあたっては、知的財産権の確保及びその実用化の推進の観点から、実用可能性や費用対効果を勘案しつつ行った。		
	・知的財産の取得・開示のために、各種情報発信を行っているか。	実績：○ 特許の取得及び出願状況をはじめ、当研究所の知的財産に関する情報を、当研究所ホームページ及びヒューマンサイエンス振興財団等を通じて企業等へ積極的に公開・情報発信を行った。		
	・研究所が有する知的財産や情報等を活用した共同研究が活発に行われているか。	実績：○ 当研究所が有する知的財産等を活用して、国民健康・栄養調査、民間等との共同研究及び受託研究を積極的に実施した。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>ウ 健康・栄養関連の専門家を対象としたセミナー、一般向けの講演会等を開催すること。</p>	<p>ウ 講演会等の開催</p> <p>健康・栄養関連の専門家向けのセミナー、幅広い人々を対象とした講演会等をそれぞれ年1回以上開催し、調査及び研究の成果を社会に還元する。</p> <p>また、関係団体が実施する教育・研修プログラムへの職員の派遣を積極的に推進する。</p> <p>一般及び専門家からの電話、メール等による相談を受けるとともに、それらの相談に適切に対応する。</p>	<p>ウ 講演会等の開催</p> <p>①「日本人の食事摂取基準（2010年版）」が公表されることから、その普及・啓発のための講演会・セミナー等を厚生労働省等と連携して実施する。</p> <p>②一般向けの公開セミナー（第11回）を東京で開催する。研究で得られた成果を社会に還元するため、専門家向けのセミナーを他機関との連携による開催を含め2回程度行う。</p> <p>③管理栄養士・栄養士等の研修や生涯教育のプログラムに対し、職員を積極的に派遣するとともに、それらのプログラムの企画等への支援を行う。</p> <p>④外部からの電話やメールに対する問い合わせに対して適切な対応に努めるとともに、問い合わせの多い事項についてはホームページ上のFAQに反映させ、また効率的な対応ができる体制の整備をさらに進める。</p>	<p>①「日本人の食事摂取基準（2010年版）」の普及・啓発のための講演会・セミナー等を厚生労働省等と連携して全国6ブロックで実施し、約7,000名の参加があった。また、講演で使用したスライドを研究所ホームページよりダウンロード出来るシステム構築を行い、普及・啓発に加え、学習・教育としての活用のツールを提供した。</p> <p>②第11回一般公開セミナー（テーマ：栄養・食生活と「健康食品」～「健康食品」とのつきあい方を中心に～）を平成22年1月30日（土）に開催し、700名近い参加者があった。これは、近年増加している健康食品に関連した被害事例や、根拠のない情報の氾濫を防ぐための公正中立な立場での情報発信の一つである。平成21年度は、講演だけでなく、消費者、専門家、行政を代表する方々によるパネルディスカッションも実施し、興味を引く内容とした。参加者へのアンケートで、いずれの講演・シンポジウムについても70%以上の方が、「非常に役立った」あるいは「役立った」と回答した。このアンケートの自由回答から、一般の方のニーズも把握することができた。</p> <p>③専門家を対象とした研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際栄養シンポジウム「米国のビタミンD問題からアジアの糖尿病まで」を主催し、アジアを含む諸外国の最新情報の提供及び意見交換を行った。栄養士等の専門職も含め85名を越える参加を得て、活発な議論を行った。今後も参加者も含めた国々で引き続き情報交換を行うこととした。 ・地方自治体の栄養士等を対象に、健康・栄養調査等に関する技術研修を全国8カ所（宇都宮、米子、高松、金沢、札幌、熊本、大阪、東京）で、延べ13回開催し、412名の参加があった。業務に役立つ研修として、多くの参加者から高い評価を得た。 ・管理栄養士・栄養士等の研修に、職員を講師として積極的に派遣し、専門職の技術向上に寄与した。また、（社）日本栄養士会等が実施する研修プログラム等に対して支援・協力を行った。 <p>④外部からの電話やメールでの問い合わせに適切に対応し、国民への正しい知識の普及に努めた。ホームページに設けた問い合わせフォームを介したメールでの問い合わせは380件であった。ホームページ上に公開しているFAQに新規コンテンツを追加した。また、より効率的な対応ができる体制整備の一環として所内LANにソーシャル・ネットワーキング（社会的情報交換網）機能を追加した。</p>
<p>エ 研究所の一般公開を実施するとともに、中学校・高等学校等からの見学にも積極的に応じること。</p>	<p>エ 開かれた研究所への対応</p> <p>幅広い人々に研究所の業務について理解を深めてもらうことを目的に、年1回オープンハウスとして研究所を公開する。</p> <p>また、健康と栄養に興味を抱かせ、将来、栄養学研究を担う人材の育成に資するよう、「総合的な学習の時間」による中学・高校生等の見学を積極的に受け入れる。</p>	<p>エ 開かれた研究所への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オープンハウス（研究所公開）を実施し、運動実験施設等における体験コーナーや食事・体力診断等を含めて、当研究所の研究・業務内容をより多くの人々に身近に知ってもらえるよう努める。 また、中学・高校生等の「総合的な学習の時間」を活用した所内見学等に積極的に対応し、健康や栄養に関わる知識や関心の普及・啓発を図る。 	<p>・平成21年9月12日（土曜日）にオープンハウス（研究所公開）を実施した。雨天にもかかわらず、昨年度以上の参加者（216名）があり、食生活診断、健康体力診断、骨密度測定、健康フィットネス体験、講演、所内見学を例年通り実施した。本年は、NR協会の協力を得て、健康食品相談も行った。さらに女子中高生に対するダイエットと健康食品のセミナーも開催した。小学生に対して健康や栄養に関する知識や関心の普及・啓発を図る目的で、試験的な出前授業も実施した。このように小学生や中高生が健康や栄養に興味を持てる取り組みを行った。</p> <p>また、「総合的な学習の時間」への対応として中学校：7校37名、高校：6校69名を受け入れ、健康や栄養に関わる知識や関心の普及・啓発を積極的に行った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目7 講演会等の開催、開かれた研究所への対応】	自己評価	S		評 定		
				一般公開セミナーやオープンハウス等を通じた研究所の取り組みの紹介をはじめ、地方自治体や各種団体、中高生等の施設見学を積極的に受け入れた。 また、大学、学会等からの講師依頼にも積極的に対応し、開かれた研究所へ向けて努力した。	(評定理由)		
	【数値目標】 ・外部からの所内見学者を毎年度300名以上受け入れる。			オープンハウスへの参加者は雨天にもかかわらず216名、「総合的な学習の時間」としての106名、計322名を受け入れた。(業務実績p.16参照)	(その他の意見)		
	・食事摂取基準・運動基準の普及・啓発のための講演会の開催もしくは講師の派遣を年10回以上行う。			地方自治体や栄養士会が主催する講演会に164回職員を派遣した。			
	・国民健康・栄養調査を含め、栄養関連調査の技術向上のためのセミナーを年5回以上実施する。			全国8カ所、のべ13回の講演を行い412名の参加があった。(業務実績p.16参照)			
	・講演会等の参加者へのアンケート調査等により「非常に役に立った。役に立った」という回答が70%以上得られるようにする。			一般公開セミナーにおけるアンケート調査で、「非常に役にたった」「役にたった」との回答が70%以上であった。(業務実績p.16参照)			
	【評価の視点】 ・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、タイムリーなテーマによって適切に実施されているか。	実績：○		平成22年1月、国民の関心が高い「健康食品」とのつきあい方をテーマとする一般向け公開セミナーを実施し、700名近い参加があった。(業務実績p.15,16参照)			
	・講演会、セミナー等が関係団体との連携のもとに、社会・行政ニーズに沿って公正中立な立場で年1回以上実施されているか。	実績：○		一般公開セミナー及び国際栄養シンポジウム、(社)日本栄養士会が主催するセミナーへの協力など、公正中立な立場から社会・行政ニーズに沿った活動を行った。			
	・講演会、セミナー等の参加者に対して満足度やニーズの把握を行い、高い満足度を得ているか。また、把握した結果を今後の企画等に役立てているか。	実績：○		アンケートの結果70%以上の方から「役にたった」との回答を得られた。また、今後の希望についても調査をしており、次回への参考としている。			
	・講演会、セミナー等について参加者を増やすためにどのような取組・工夫を行ったか。	実績：○		大手新聞社、マスコミ等へ事前に情報を提供、ホームページでの紹介等を通じてセミナー等の開催について広報を行った。			
	・専門職のスキルアップに役立つような講演会やセミナーが実施され、参加者から満足したとの評価を得ているか。	実績：○		講演会、セミナー等への参加者へのアンケート調査により、70%以上の参加者から「満足」との回答を得ている。また、所内見学、オープンハウス参加者から多数の礼状が届いている。			
	・一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等に関して、公正中立な立場で適切に対応がなされているか。	実績：○		一般及び専門家からの相談、並びに研修の依頼等には公正中立な立場から対応している。それゆえ協力した研修棟、はすべて教育機関及び公益法人であった。			
	・外部からの見学の受入を積極的に行い、研究所の研究・業務内容の理解を深めてもらう対応に努めたか。	実績：○		中期目標に示された中学・高等学校等からの見学には積極的に応じてきたところ。			
	・中学生、高校生等に健康や栄養、及び関連研究に興味をもってもらうための取り組みが年3回程度実施されているか。	実績：○		中高生等に対して、「総合的な学習の時間」等を活用した施設見学や講義等により、研究所の役割や取組内容をわかりやすく紹介し、若い世代が健康・栄養への興味や関心を高めてもらえるよう努めた。			
	・管理栄養士・栄養士等の専門家(再)教育に対して、連携も含め年3回程度実施しているか。	実績：○		管理栄養士・栄養士等の研修に、職員を講師として積極的に派遣し、専門職の技術向上に寄与した。また、(社)日本栄養士会等が実施する研修プログラム等に対して支援・協力を行った。			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(4) 研究実施体制等の整備に関する事項</p> <p>ア 独立行政法人という組織形態の利点を最大限活かした研究資金等の運用及び人的資源の配置により、研究・業務の効率化を図ること。</p> <p>イ 国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充等を目的として、研究所研究員の派遣及び他機関等の研究員の受入れをより積極的に行うこと。</p> <p>ウ 大学及び民間企業等との連携・協力により、研究者の交流を進め、人材の養成と資質の向上を図ること。</p> <p>エ 調査及び研究の円滑な実施が図られるよう、適切な措置を講ずるとともに、他機関との共同研究及び受託研究において、双方の研究施設及び研究設備の稼働状況に応じた共同利用を図ること。</p>	<p>(4) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究・業務の効率的な実施という観点から、研究員、研究補助員の配置を戦略的に行う。研究所として重点的に実施すべき調査及び研究並びに法律に基づく業務については、研究業務費を適切に配分し、確実な業務の執行に努める。</p> <p>イ 民間企業、大学、他の研究機関等との間で従前から実施している共同研究に加え、新たな共同研究等を積極的に推進するため、民間企業、大学等へ研究所研究員を派遣するとともに、資質の高い研究員を受け入れる。</p> <p>ウ 連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間20名程度受け入れ、研究所が所有する情報・技術等を提供するとともに、研究員を広く大学院や関係機関等に年間5名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 また、国内外の若手研究員等の育成に貢献するため、博士課程修了者、大学院生、他機関に属する研究員等を継続的に受け入れるための体制の充実を図る。 また、連携大学院を増やし、兼任教授の派遣を行うとともに、若手研究員の指導・育成を行うため、求めに応じ、研究所研究員を他機関へ派遣する。</p> <p>エ 施設・設備について、自らが有効に活用するとともに、「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に基づき、大学、他研究機関による共同研究等での外部研究者等の利用に供する。</p>	<p>(4) 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 研究業務を効率的に実施するための効果的な人員・予算の調整・確保 ①法律に基づく業務及び重点調査研究を確実に実施するために、予算の枠内で特別研究員及び研究補助員の重点配置を行い、効率的な研究実施体制を整える。 ②プログラム／センターにおける調査研究業務に付随する事務的作業の効率化を図り、研究活動をより推進するために、事務部内の研究支援機能を充実させ、多様な研究業務に関わる内容等について、柔軟な運用、事務手続きの効率化や事務部門と研究部門との意識・情報の共有などにより、迅速かつ適切な対応を図る。 ③運営費交付金については、四半期毎に各調査研究の進捗状況、支出など経費状況、及び新たに生じた重要課題等を勘案しつつ配分の調整を行い、メリハリのある予算配分及び執行を行う。</p> <p>イ 産学連携の推進 ①民間企業、大学、他の研究機関等との間で、研究者の相互交流、研究技術の交換、施設・設備の共同利用を推進する。 ②当研究所の研究員を大学、研究機関等へ積極的に派遣し、研究ネットワークの拡大を図る。</p> <p>ウ 将来の研究人材の育成 ①連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員等を年間100名程度受け入れるとともに、当研究所の研究員を大学院や関係機関等に年間30名程度派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元する。 ②連携大学院について、兼任教員の派遣を行うとともに、互いの強みを活かした研究協力を行う。 ③流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、博士課程修了者等の若手研究者や大学院生を積極的に受け入れることにより、将来の研究人材の育成に資するとともに、研究所の研究機能の強化を図る。</p> <p>エ 施設・設備の有効活用 ①測定室、RI室、動物飼育室、運動トレーニング室等の各プログラムで共同で使用する施設・設備については、効果的に研究ができるよう環境を確保する。 ②「独立行政法人国立健康・栄養研究所設備等利用規程」に従い、当研究所の施設・設備を利用して、他研究機関の研究者・運動指導者と共同して運動による健康増進効果に関する共同研究を実施する。</p>	<p>①法律に基づく業務及び重点調査研究の担当部門に対して、特別研究員7名（平成22年3月30日現在）をはじめ研究補助員を重点的に配置した。 ②事務部業務課を中心として、部内の研究支援体制の強化のため研究業務の推移に応じて各課からの応援等フレキシブルな体制を構築し対応した。 また必要により、事務部連絡会議を開催し、多様な研究業務に対して効率的な事務対応の処理の実施や、事務部門と研究部門の情報共有などの促進を図った。 ③運営費交付金や競争的資金の予算管理を所内イントラネットを活用し円滑に行ったことにより、重要セクションへの重点予算配賦などメリハリのある事業運営及び管理を行った。</p> <p>①民間企業、大学等との共同研究や受託研究をはじめ、研究者の交流や施設の共同利用等を通じて、社会還元に向けた柔軟な取り組みを積極的に推進した。本研究所独自の知的財産権がさらに活用されるよう所内関係部署の連携を密に進めている。 ②研究者の相互交流や研究技術の交換等を図るため、当研究所から大学、民間企業・団体等へ延べ90名の研究者を派遣した。うち大学へは29名、民間企業・団体等へは61名であった。</p> <p>①平成21年度は29名の研究者を客員教授、非常勤講師等として大学へ派遣するとともに、海外からの7名を含め、大学院等から104名の研究員等（流動研究員、研修生を含む。）を受け入れた。うち若手研究員等（35歳未満）は、43名（うち研修生26名）であった。 ②連携大学院として、お茶の水女子大学、東京農業大学大学院、女子栄養大学大学院、早稲田大学スポーツ科学学術院、名古屋市立大学大学院及び福岡女子大学と協定書を取り交わしており、4名を客員教授等として派遣し、若手研究者の育成・指導を行った。 ③また、流動研究員制度や連携大学院制度を活用し、若手研究者や大学院生を104名（海外からの受け入れ7名を含む。）を受け入れ、人材育成とともに、研究所の研究機能の強化を図った。</p> <p>①各施設の管理を一元化し、使用者間の調整を行うことで使用効率を上げるとともに、施設・設備の環境整備を包括的に行った。 ②運動実験施設を中心に共同利用を推し進め、運動施設については、年間使用回数639回、延べ12,736人が利用した。共同利用により運動施設を使用した者は、健康増進プログラムの実施する様々な研究に被験者として参加しており、エクササイズガイドや食事摂取基準の改訂のための研究データ蓄積に大きく貢献している。また、ヒューマンカロリーメーターについても、産学連携に基づく施設活用を促進や他の学術機関との共同研究の推進により、学術成果の蓄積が着実に進んでいる。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目8 研究実施体制等の整備に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
		連携大学院及び民間企業等との人材交流や共同研究を進めるとともに、研究テーマの重要性や進捗に応じて研究費を配分するなど、研究の効果的・効率的推進に努めた。			（評定理由）		
	【数値目標】 ・連携大学院、民間企業及び各種研究機関等から研究員を年間100名程度受け入れるとともに、研究員を大学院や関係機関等に年間30程度派遣する。	平成21年度には大学や民間企業、研究機関等から、目標を上回る計104名の研究員を受け入れた。また、大学の客員教授等として29名の職員を派遣した。（業務実績 p.18 参照）			（その他の意見）		
	【評価の視点】 ・研究・業務が効率的に行われるための取り組みを行っているか。	実績：○ 研究部門及びそれを支える事務部門の業務が効率的に行われるよう、新たな人員配置及び「予算執行管理システム」等を更新した。					
	・研究員、研究補助員を戦略的に配置しているか。	実績：○ 法定業務である国民健康・栄養調査及び食品試験業務など、国の施策推進に関わるプロジェクト等に対して、重点的に研究者及び技術補助員を配置した。					
	・研究資金等の配分が、課題の優先付け、進捗状況等に応じて適切に行われているか。	実績：○ 研究企画委員会において各プログラム/プロジェクトにおける調査研究・業務の進捗状況を定期的に把握・評価し、それらの結果を予算及び人員配置に反映させた。					
	・共同研究を積極的に実施しているか。	実績：○ 平成21年度においては民間企業等との共同研究及び受託研究等を通じて、積極的な連携に引き続き取り組んだ。					
	・共同利用促進のためにどのような取り組みを行っているか。	実績：△ 当研究所のヒューマンカロリーメーターについて、大学との共同研究、共同利用を行った。					
	・施設・設備を有効に研究に活用しているか。	実績：○ 施設・設備の有効な活用に引き続き努めるとともに、共同利用を進めるため、一部の施設・設備を改修・充実させた。					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の実施に関する事務のうち、集計事務については、「健康日本21」、都道府県健康増進計画等の政策ニーズに適時対応して、迅速かつ効率的に集計を行うこと。 また、外部委託のより積極的な活用、高度集計・解析システムの活用等により効率化を図ること。</p> <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途表示及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確に実施する。また、特定保健用食品の関与成分等、新たな食品成分の分析技術及びそれらの分析に用いる食品成分の標準品等を規格化すること。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 国民健康・栄養調査の集計事務については、政策ニーズに対応した迅速かつ効率的な集計を行う。具体的には、当該年度の集計事務を、調査票のすべてを受理してから7ヶ月を目途（ただし、調査項目に大幅な変更が生じない場合に限る）に行う。 また、外部委託、高度集計・解析システムの活用等により、効率的な集計を行うことにより、経費の削減を図る。 さらに、都道府県等が行う健康・栄養調査に対する支援を含めて関連する技術的な事項について、研究所がより積極的に対応する。 特に、平成22年度に行われる都道府県等健康増進計画の最終評価に向けて、調査結果の活用、評価手法等について、平成20年度までに重点的に技術支援を行う。</p> <p>イ 厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の試験業務を的確かつ迅速に実施する。 特別用途食品の許可に係る試験業務について、分析技術が確立している食品成分の試験業務は、検体の受理から試験の回答までを2ヶ月以内に行うことを目指す。 また、分析技術の確立していない特定保健用食品の関与成分等の新たな食品成分への技術的対応については、他登録試験機関での応用も可能な分析技術の規格化及び当該食品成分の標準品の開発の実現を図る。</p>	<p>2. 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養調査の効率的実施 ①国民健康・栄養調査の集計業務については、引き続き、正確かつ効率的な集計を通して、結果公表までの迅速化を図るとともに、調査対象者への結果の返却を速やかに行うよう努める。 ②技術講習、情報提供、標準的な調査ツールの提供などを通じて、データ収集に携わる行政の担当者等に対する積極的な技術支援を行う。 ③健康・栄養調査の効率化を目指した専用ソフト「食事しらべ®」の確定版を作成し、希望する自治体へ配布する。</p> <p>イ 収去食品等の分析 ①厚生労働省が収去した特別用途食品及び栄養表示がなされた食品の分析業務を適正かつ効率的に実施する。 ②厚生労働省の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務及びそのヒアリングに適切に対応する。 ③特定保健用食品関与成分の分析法、標準品の妥当性等について検討する。また、試験検査機器の有効利用及び整備の充実を図る。 ④検査精度向上のため、標準作業書の策定及び外部精度管理に参加する。</p>	<p>21年度業務実績</p> <p>①平成20年国民健康・栄養調査について、厚生労働省の指示に基づき集計・分析を行い、平成21年6月にその結果を提出した。調査票の受理後7か月以内に集計を完了するという目標を達成したのみならず、前年よりも5日（最近の3年間でおよそ50日）短縮している。 なお、平成21年国民健康・栄養調査については、都道府県等からの調査票提出を確認後、順次集計作業を進めている。 ②当研究所のホームページ上に平成21年国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報や調査員のトレーニング教材を掲載するなど、国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施する健康・栄養調査等に関して、技術支援を行った。 また、地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを2タイプ企画し、全国8か所（宇都宮、米子、高松、金沢、札幌、熊本、大阪、東京）のべ13回開催し、412名が参加した。業務に役立つ研修として、多くの参加者から高い評価を得た。 ③栄養摂取状況調査の精度向上及び標準化を主たる目的とした「標準的図版ツール（2009年版）」を作成し、利用申し込みのあった自治体に配布した。 また、健康・栄養調査に関わる集計業務に要する時間と各保健所（自治体）で行われているデータの取りまとめならびに対象世帯への結果返却に要する時間を短縮させるための専用ソフト（名称：食事しらべ2009年版）を開発（著作権および商標登録済み）し、希望のあった自治体291単位区（全体の97%）に配布した。さらに、これに対する意見や要望を収集し、次のアップデートの資料とする。健康・栄養調査に関わる業務を効率化することは、地方自治体が健康増進施策の立案や評価を効果的に実施することに寄与している。</p> <p>①平成21年度は、特別用途食品申請食品 40品目（特定保健用食品33品目、その他の特別用途食品7品目）の分析を2か月以内に、収去食品99品目の分析を遅滞無く行った。 ②厚生労働省（9月から消費者庁）への特定保健用食品申請時の関与成分分析に関わるヒアリングを実施するとともに、内閣府食品安全委員会・新開発食品調査会の委員等として特定保健用食品の許可に関わる審査に参画した。（ヒアリング：20日／年、調査会・部会：計8回／年） ③食品表示基準における栄養成分の分析方法の見直しや登録試験機関と連携して公定法見直しのための検討を行った。また、試験検査機器の整備の充実を図った。 ④特別用途食品における栄養成分（3成分）及び特定保健用食品の関与成分（2成分）について、登録試験機関間の分析精度管理に関する試験を実施した。これらの試験研究により、食品の適正な表示が可能となり、消費者への正しい情報の提供につながる。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目9 健康増進法に基づく業務に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S		評 定	
		健康増進法に基づき厚生労働省が実施する国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施するとともに、調査や分析の精度管理及び精度向上にも努めた。			(評定理由)	
【数値目標】	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康・栄養調査の集計について、すべての調査票の受理後、7ヶ月以内に集計を完了し、厚生労働省へ提出しているか。 特別用途食品試験について、分析技術が確立している食品成分においては、すべての検体において受理から回答までを2ヶ月以内に行う。 	調査票の受理後7か月以内に集計を完了するという目標を達成したのみならず、前年よりも5日（最近の3年間でおよそ50日）短縮している。（業務実績 p.20 参照）		特別用途食品申請食品40品目（特定保健用食品33品目、その他の特別用途食品7品目）の分析を2か月以内に遅滞なく行った。（業務実績 p.22 参照）	(その他の意見)	
【評価の視点】	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進施策の立案や評価に耐えうる信頼性の高い集計業務を実施しているか。 中期計画で示された期間、予算の範囲内で業務を遂行しているか。 	実績：○ 国民健康・栄養調査の調査結果は幅広く利用されることから、効率的かつ信頼性の高い調査の実施及び集計・分析に努めている。とくに、調査の精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国で13回開催したほか、「標準的図版ツール（2009年版）」を作成した。（業務実績 p.20 参照）		実績：○ 昨年度に比べ、調査のデータ集計に係る委託費をさらに縮減するとともに、集計データを5日早く厚生労働省へ提出した。（業務実績 p.20 参照）		
	<ul style="list-style-type: none"> 調査の標準化や精度管理ならびに集計技術の高度化に配慮した取り組みが行われているか。 国民健康・栄養調査で得られた集計結果を客観的に分析し、健康増進施策に活用するための積極的な技術支援を行っているか。 	実績：○ これまでの国民健康・栄養調査で培ってきた集計技術を蓄積するとともに、各自治体における集計業務が的確に実施できるよう専用ソフト「食事しらべ」を開発・試用するなど、調査技術のさらなる発展・高度化に取り組んでいる。		実績：○ 全国8カ所（延べ13回）の技術研修セミナー開催等を通じて、地方自治体の管理栄養士等に対して、調査の企画や結果活用等のための技術支援を行った。（業務実績 p.20 参照）		
	<ul style="list-style-type: none"> 収去試験等の分析は適切に行われているか。 研究所内における分析研修や登録試験機関間の意見交換会を行っているか。 	実績：○ 特別用途食品等の表示許可申請のあった食品及び地方自治体が収去した健康食品について、適切かつ迅速に試験・分析等を行った。		実績：○ 所内にて研修を通じ、分析方法の見直しを行うとともに、登録試験機関と連携して公定法見直しのための検討を行った。		
	<ul style="list-style-type: none"> 消費者庁における分析ヒアリングや申請者に対する分析方法の指導は適切に行われているか。 	実績：○ 消費者庁におけるヒアリングを実施（20日/年）するとともに、内閣府食品安全委員会・新開発食品調査会の委員等として審査に参画（調査会・部会：計8回/年）した。また、申請者に対しても適切に指導を行っている。（業務実績 p.22 参照）				

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標		中期計画		21年度計画		21年度業務実績	
<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項</p> <p>ア 関連機関等と定期的な情報交換の場を設け、社会的・行政ニーズを把握すること。</p> <p>イ ホームページ等を通じて国民からのニーズを把握すること。</p>		<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等から直接的に研究所に対する要望等を伺う機会を年6回程度設け、社会的ニーズを把握する。さらに、業務関連行政部局との間で、定期的な情報及び意見等を交換する場を設け、行政ニーズを把握する。 また、国、地方自治体、国際機関等より、専門的な立場からの技術的な協力、指導等の求めには積極的に応じて研究員を派遣し、研究所における調査及び研究の成果が適切に施策等に反映できるよう努める。</p> <p>イ 研究所に対する意見、要望等をホームページやセミナー等の参加者を通じて把握し、その内容を検討し、可能な限り業務に反映させる。</p>		<p>(2) 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア 社会的・行政ニーズの把握 ①社会的ニーズを把握するため、健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度実施する。とくに、当研究所は国民生活に密着した分野を対象としており、国民に研究成果を還元することが重要であることから、第一線で活躍している管理栄養士等から、具体的なニーズ等の把握に努める。 ②消費者庁設置の動向を注視しつつ、行政ニーズを適切に把握するために、厚生労働省生活習慣病対策室、食品安全部、内閣府食育推進担当等と情報・意見交換を行う。 ③国、地方自治体、国際機関等からの技術的な協力依頼に応えるとともに、行政ニーズを把握するため、各種審議会、検討会の専門委員等として職員を派遣する。</p> <p>イ ホームページを活用した国民ニーズの把握・外部から国民、栄養専門職等からの意見、要望等を広く効率的に把握するため、コミュニケーションチャンネル「健康・栄養フォーラム」等のインターネットサイトの一層の充実を図る。</p>		<p>①健康・栄養に関連する関係団体等との意見交換会を戦略的に以下のとおり計6回実施し、従来から協力関係にある団体等（職能団体、大学、研究機関）との情報交換及び連携を継続した。これらは社会的ニーズを把握し、今後の研究の方向性を検討することに役立っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 独立行政法人国立病院機構（平成21.5.12） 2) 国立スポーツ科学センター（平成21.8.4） 3) 江戸川保健所（平成21.9.11） 4) (株)ヤクルト本社中央研究所（平成21.10.16） 5) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構食品総合研究所（平成21.12.8） 6) 独立行政法人国民生活センター（平成22.1.28） <p>②平成21年9月より新たに創設された消費者庁、厚生労働省医薬食品局食品安全部、健康局総務課生活習慣病対策室及び内閣府食育推進担当との間で、実務者レベルでの情報及び意見交換会を行い、行政ニーズに対応した連携体制を整えるとともに、平成22年度計画に反映させた。</p> <p>③「日本人の食事摂取基準策定検討会」、「特定保健用食品審査委員会」、「食育連絡協議会」、「内閣府食品安全委員会」、「文部科学省科学技術・学術審議会専門委員会」、「管理栄養士国家試験委員」など、国の審議会、検討会等の委員として職員を派遣し、行政上の重要課題に対応した。 また、「東京都食品安全情報評価委員会」など、地方自治体や国際機関へ職員を派遣し、技術的な支援・協力を行った。 なお、独立行政法人国民生活センターについては、平成20年3月に取り交わした連携協定書に基づき、国民の消費生活における安全・安心を確保するため、引き続き情報の共有や技術協力等を推進している。</p> <p>・コミュニケーションチャンネル「健康・栄養フォーラム」における外部からの問い合わせは、92件であった。フォーラムにより国民や専門職からの意見や要望が把握でき、望まれる情報を提供することができた。</p>	
評価の視点等	【評価項目10 社会的・行政ニーズへの対応に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評価	評定		
		<p>関係団体、行政機関との意見交換会の開催、国や地方自治体等の審議会等における技術的支援・協力などを通じて、国民や行政ニーズを把握するとともに、それらを業務に反映させるよう努めた。</p>			<p>(評定理由)</p>		
	<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康・栄養に関連する団体、大学、民間企業等との意見交換会を年6回程度設け、連携を強化する。 ・関係機関等との情報及び意見交換は、年6回程度積極的に実施されているか。 ・行政部局との意見及び情報交換は、年1回以上適正に実施されているか。 	<p>平成21年度は6団体等との意見交換会を行ったほか、連携大学院について講師を派遣するなど積極的に連携を行った。(業務実績p.22参照)</p> <p>関係する6団体等との意見交換会において、今後の連携のあり方や連携の具体的な内容・方策等について検討した。(業務実績p.22参照)</p> <p>当研究所の業務を所管する厚生労働省や9月に創設された消費者庁を含む内閣府の担当官と実務者レベルでの意見交換会を開催し、当面の課題や行政ニーズへの対応について協議した。</p>			<p>(その他の意見)</p>		
	<p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、地方自治体、国際機関等への技術的な協力、研究者の派遣等は積極的に実施されているか。 	<p>実績：○ 職員が国の各種審議会、検討会等の委員として参加し、行政上重要な課題について技術的な協力を行うとともに、地方自治体やWHO/FAO等の委員会へも参画した。</p>					
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・行政からのニーズを把握し、研究・業務等にどのように反映しているか。 	<p>実績：○ 一般公開セミナー等の参加者へのアンケート調査や当研究所ホームページを通じて国民の意見、要望を聴取し、その内容を職員が共有するなどにより、業務の改善につながるよう努めた。</p>					

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項</p> <p>ア 国際栄養協力体制を充実強化し、特にアジア地域における国際貢献と学術的ネットワークの構築を行うことにより、国際社会における役割を果たすこと。</p> <p>イ 産学連携推進機能の強化、寄附研究部門の充実等により、産学連携をより一層進め、研究成果の社会への還元と知的財産の獲得を目指すこと。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア諸国との間で、栄養調査、栄養改善及び健康づくり等に関する共同研究において中心的な役割を果たすとともに、WHO西太平洋地域における協力センターの設置（平成19年度を目標）に向けての準備を行う。 また、研究者養成及び共同研究の促進を図るため、「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供するとともに、アジア地域の研究者を交えたシンポジウムの開催等を行い、アジア地域における栄養学研究基盤の強化に寄与する。</p> <p>イ 民間企業、大学等の複合的な連携を強化するとともに、寄附研究部門の充実を図る。 これにより、研究所の研究成果と社会ニーズの橋渡し、新たな展開・応用を図るとともに、知的財産の獲得を積極的に行う。</p>	<p>(3) 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置</p> <p>ア アジア地域における学術的ネットワークの構築 ①アジア諸国との間で、栄養学研究の発展につながる共同研究及び人材育成を積極的に行う。研究交流を推進する観点から、国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業を活用し、年間2名（韓国1名、中国1名を予定）の若手研究者を受け入れる。また、フォローアップ共同研究助成事業により、これまで受け入れた研修生との共同研究や継続的支援を推進する。 ②WHO、CODEX等との協力関係を強化し、関連する会議に研究員を派遣する。 ③アジア諸国、とくにベトナムにおける栄養士養成のあり方について調査・検討に着手する。 ④WHO研究協力センターとして指定を受けて、アジア西太平洋諸国への協力活動の充実を図る。 ⑤当研究所の研究成果、わが国の栄養、運動施策上の重要なガイドライン等について、英語版ホームページ上での情報発信に努め、海外からのニーズに的確かつタイムリーに応える。</p> <p>イ 産学連携による研究成果等の社会還元 ・健康・栄養や食品開発等に関連する研究機関、民間企業等との共同研究や受託研究、特許等の実用化等により、当研究所の研究成果やノウハウを具体的な商品開発やサービスを通じて、社会に還元できるよう努める。</p>	<p>21年度業務実績</p> <p>①「若手外国人研究者招へい事業」として研修生2名（韓国1名、中国1名）を約半年間受け入れた。また、フォローアップ共同研究事業により、これまで受け入れた研究者との共同研究や情報提供などを引き続き推進した。また、海外からの視察訪問（1件）・研修（1件）を受け入れた。さらに米国のNIHや大学から著名な研究者を招へいし、国際栄養シンポジウム「米国のビタミンD問題からアジアの糖尿病まで」（11月）を開催した。これらはアジア地域を中心とする栄養分野のネットワークづくりに役立っている。 ②WHO本部およびWHO西太平洋地域事務局の栄養担当官らとの会談を実施し、アジア西太平洋地域において研究所が期待されている内容、国際的役割などに関する協議を実施した。また、各学会、国際会議などに研究員を派遣し、国際機関との連携強化を図った。 ③ベトナム国立栄養研究所より所長および副所長を招へいし、日本における栄養士制度・栄養士養成制度に関する情報提供を実施した。 ④WHO指定研究協力センター設置に向けて申請にかかわる諸手続きを進めた。 ⑤研究所ニュースレター（Health and Nutrition News）を年4回、英語版ホームページに掲載するなど国際的な情報発信に努めた。 海外の研究所と活発に研究協力、情報交換を行うことは、本研究所の研究を活性化することにつながり、国民の健康の保持増進に寄与するものである。</p> <p>・民間企業等との共同研究をはじめ、社会還元に向けた柔軟な取り組みをひきつづき推進した。平成21年度には、これまでの共同研究や受託研究に加えて、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携して「機能性宇宙食研究会」を設立し、民間企業も含めた多角的な連携に向けた取り組みを新たに開始し、研究会を2回開催した。骨粗鬆症予防の観点などから、微小重力の宇宙空間における食品の開発は、高齢化社会に適用可能な研究であり、国民の健康の保持増進に貢献するものである。健康・栄養分野での研究協力や食品の有効性評価など、公正・中立の立場で連携し、社会への還元を図っている。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

<p>評価の視点等</p>	<p>【評価項目11 国際協力、産学連携等対外的な業務に関する事項を達成するための措置】</p>	<p>自己評価</p>	<p>S</p>	<p>評 定</p>	
<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国際栄養協力若手外国人研究者招へい事業」により年間2名程度の若手研究者に研究所での研修機会を提供し、途上国の健康・栄養問題解決に貢献する。 ・アジア地域の研究機関との交流・連携・支援を年2回以上積極的に実施しているか。 <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者の育成や共同研究の推進のために、どのような取り組みが行われているか。 ・海外に向けての情報発信は、タイムリーに適切に行われているか。 ・研究成果が、知的財産の獲得や社会への還元、国民の健康の保持増進にどのように結びついているか。 	<p>アジア諸国との研究ネットワーク構築、若手研究者の受け入れ、英語版ホームページを通じた情報提供など、国際協力および産学官連携による共同研究や研究者の交流等を通じた社会還元や知的財産権の獲得に努めた。</p> <p>平成21年度は、とくに海外からの視察団の受け入れや国際栄養士会議への協力、シンポジウム開催などの国際協力を一層推進するとともに、JAXA、極地研などの研究機関との連携も引き続き推進した。</p> <p>また、WHO指定研究協力センター設置に向けて正式に申請を行った。</p> <p>若手研究者2名（韓国1名、中国1名）を受け入れるとともに、フォローアップ共同研究事業についても、情報提供や共同研究を引き続き推進した。（業務実績 p.24 参照）</p> <p>ベトナム国立栄養研究所との情報提供・意見交換を行ったほか、中国、台湾からも視察を受け入れるなど、アジア地域からの研究者とのとの交流を深めるとともに、国際栄養拠点ネットワークの構築など、アジア地域の研究機関との交流・連携を図った。</p> <p>実績：○ アジア地域からの若手研究者の受け入れをはじめ、流動研究員制度や連携大学院制度を活用した若手研究者の育成を図った。また、WHO、米国NIHなど、海外の研究機関との連携の構築を図った。</p> <p>実績：○ 英語版ホームページ等を通じて、わが国の食事摂取基準など運動や栄養に関するガイドライン等の情報提供に努めるとともに、11月30日に開催した国際栄養シンポジウムの内容をまとめて発刊するなど海外への情報発信・共有に努めた。</p> <p>実績：○ 企業等との共同研究や研究者の派遣、受入れ等を通じて研究成果の社会還元や知的財産権の実用化が図られるよう努めた。その一環として、JAXA（宇宙航空研究開発機構）や国立極地研究所等との共同研究も引き続き推進した。</p>			<p>（評定理由）</p> <p>（その他の意見）</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）が社会的役割を果たすことができるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図るとともに、実際の業務内容のモニタリング等を行い、制度や研究所の関与のあり方について検討すること。</p>	<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>栄養情報担当者（以下「NR」という。）が、保健機能食品等の利用に関して、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者となるよう、研修や情報提供等を通じてその質的向上を図る。</p> <p>また、中期目標期間開始より3年以内に、NRの実際の業務内容、社会でのあり方についてモニタリングを行う。この結果に基づき、制度のあり方や研究所の係わりについて検討を行い、中期目標期間終了までに結論を得る。</p> <p>NR事務業務について、効率的かつ確かな業務が実施できるよう見直しを行う。また、外部委託が可能な業務については、アウトソーシングを行う。</p>	<p>(4) 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置</p> <p>①NRは、平成20年度までに3,480名を輩出している。NRのスキルアップを図るとともに、社会的なニーズに対応した内容やトピックスを含む、最新の情報提供等を行うため、全国6カ所において研修会を実施する。</p> <p>②NR認定試験等は、外部有識者の協力の下、適正かつ公正に実施する。また、管理栄養士養成施設等からのNR養成講座指定の要望に対して、適切な対応・認定を行う。</p> <p>③引き続き健康食品管理士認定協会との協力を深め、認定・更新に必要な単位の取得機会を増やすとともに、NRの認知度の向上、職域の拡大を含め、NR支援の強化を図る。</p>	<p>①全国6カ所において7回の研修会を開催し2,456名の受講者に対して、健康食品を取り巻く最新の情報やトピックスなどNRのスキルアップのための支援を行った。</p> <p>②外部有識者の協力を得て公正にNR認定試験を実施し、平成21年度末現在で累計4,093名のNRを認定した。養成講座については、新たに1講座を指定し、41講座（在学生向け25講座）とした。また、養成施設の代表者らと意見交換を行い、薬学部6年制の施行に合わせた受験資格の改正を行った。</p> <p>③健康食品管理士認定協会との協力により、引き続き認定・更新に必要な単位の取得機会を増やすとともに、認知度の向上、職域の拡大を含めたNR支援の強化のために関係団体との定期的な意見交換を行った。</p>

評価の視点等	【評価項目12 栄養情報担当者（NR）制度に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評価
	<p>【数値目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> NRのフォローアップとして、年6回以上の研修会を開催する。 今後5年間でさらに4,000名程度のNR認定者の輩出を行う。 <p>【評価の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> NR認定試験の実施状況や養成施設の状況はどのようなものか。 NR制度への研究所の関与のあり方を検討しているか。 NR事務業務の見直しは、効率的かつ確かな業務ができるよう行われているか。 NRの活動状況を適切に把握しているか。 NR制度の認知度の向上、職域の拡大に適切に取り組んだか。 	<p>健康食品に関する的確な情報を国民へ提供できるよう、栄養情報担当者（NR）制度の適正な運用を図るとともに、NRの資質向上にも努めた。</p> <p>仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡において計7回の研修会を開催し、2,456名が受講した。（業務実績p.26参照）</p> <p>平成21年度で新たに613名に資格を付与し、累計4,093名となった。（業務実績p.26参照）</p> <p>実績：○ 第6回NR認定試験合格者を含め、これまで累計で4,093名にNR認定資格を付与した。また、外部機関によるNR養成講座は新たに1講座追加され計41講座となった。（業務実績p.26参照）</p> <p>実績：○ 「NR制度のあり方検討委員会」報告書が平成20年8月に提出されたことを受け、制度の現状と課題を踏まえ、健康食品管理士認定協会との協力関係の構築など、社会ニーズに対応したNR制度に向けた取り組みを引き続き推進した。</p> <p>実績：○ 専任の係長及び職員を配置し、NR事務業務を効率的かつ確かに実施できる体制を整備するとともに、NR名簿のデータベース化や認定証作成等の業務について改善策を講じた。</p> <p>実績：○ 厚生労働科学研究により、NRの活動状況調査等を行い、その活動実態の把握に努めた。</p> <p>実績：△ マスコミ広報、ホームページ等を通じて認知度の向上に努めた。</p>	<p>（評定理由）</p> <p>（その他の意見）</p>	

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3. 情報発信の推進に関する事項</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うための体制を強化し、対外的な業務の推進を図ること。</p> <p>(2) 研究所の活動状況に関する情報をホームページを介して広く公開すること。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、研究所報告やニュースレターの刊行及び電子メディアでの配信により公開すること。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行うこと。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所として総合的な情報発信を行うとともに、対外的な業務の推進を図るための組織整備を行う。</p> <p>(2) ホームページに研究所の活動状況を積極的に配信し、ホームページの掲載内容をより充実させる。 ホームページアクセス件数は、中期目標期間中、毎年50万件程度を維持させる。</p> <p>(3) 研究所の諸活動及び研究業績については、毎年度1回研究所報告としてとりまとめるとともに、最新の研究成果やトピックス等を紹介したニュースレターを年4回刊行する。 また、これらについては、ホームページ上で公開するとともに、電子メディアでの配信も行う。</p> <p>(4) 研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示は、ホームページ等を活用し積極的に行う。</p>	<p>3. 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 総合的な情報発信及び対外的な業務の推進 ・情報センターにおいて、所内各プログラムにおける研究成果及び研究所内外の関連情報を集約・精査し、国民が適切な運動・食生活を実践するために必要な情報提供を引き続き積極的に行う。</p> <p>(2) ホームページによる活動状況の配信 ・当研究所の活動内容・成果等をホームページやメールニュースを介して引き続き積極的に配信する。またホームページの掲載内容を整理しつつ、最新情報の追加・更新に努める。</p> <p>(3) 研究・業務実績の情報提供 ・当研究所の活動及び研究業績を年1回研究所報告として刊行する。また、研究所のプロジェクト紹介や研究成果を『健康・栄養ニュース』を介して年4回（季刊）刊行し、ホームページ上で公開するとともに、電子媒体による配信を行う。</p> <p>(4) ホームページ等を活用した積極的な情報開示 ・ホームページ等を活用して、当研究所の研究成果や関連情報、研究所の諸規程、職員の公募等、必要な情報開示を積極的に行う。</p>	<p>・所内各プログラムにおける研究成果のデータベースへの登録件数は1,278件であった（参考：平成20年度は1,185件、平成19年度は1,323件、平成18年度は1,697件）。研究所内外への関連情報の提供は、新しいものとして3,553件（海外学術サイトが発信している健康・栄養関連の最新研究論文情報）、及び41,310件（米国立医学図書館医学文献データベースに登録された健康食品関連の最新研究論文情報）であった。日本人の食事摂取基準の専用公式サイトを構築して公開した。また、「健康づくりに向けた『食育』取組データベース」をリニューアルして公開した。このような対応により、国民ならびに栄養関連の専門職に対してタイムリーな情報提供ができた。</p> <p>・研究所の活動内容・成果等をメールニュースの形で1,682人の読者に4回配信した。またホームページにおいて、研究所の最新情報をWhat'sNewの形で82件掲載した</p> <p>・研究所の活動内容及び研究業績を年1回研究所報告として刊行した。またそれらの成果等をホームページ上で公開するとともに、一部は分かりやすく解説した「健康・栄養ニュース」として年4回刊行し、電子媒体でも配信した（登録者数1,682人）。</p> <p>・研究成果のデータベースへの登録件数は1,278件（参考：平成20年度は1,185件、平成19年度は1,323件、平成18年度は1,697件）であった。また、ホームページを活用して、入札広告17件、研究員公募14件、情報公開関連文書19件、関連法規18件の追加あるいは更新を行った。</p>

評価の視点等	【評価項目13 情報発信の推進に関する事項を達成するための措置】	自己評価	S	評価
		ホームページやニュースレター「健康・栄養ニュース」等を通じて、当研究所の研究成果や健康・栄養・食品に関する情報を迅速かつ積極的に発信し、国民の健康の維持・増進に寄与した。		(評定理由)
	【数値目標】 ・ホームページへの年間アクセス数を200万件、最新情報によるホームページの更新を年間2000件以上とする。健康食品の安全性・有効性情報データベースの閲覧件数として一日6000件以降を維持する。	ホームページからの健康食品の安全性・有効性情報データベースへのアクセス件数は3,004,674件（一日平均8,232件）であり、更新件数は4,104件であった。		(その他の意見)
	【評価の視点】 ・研究成果等の情報はタイムリーに発信されているか。	実績：○ 研究成果等についてはマンスリーレポートとして毎月公開しているほか、研究所報告を年1回刊行、「健康・栄養ニュース」を年4回発行するとともに、ホームページ上で公開するなど、研究成果のタイムリーな発信に努めた。（業務実績p.28参照）		
	・内容をわかりやすく充実したものにする取組に工夫は見られるか。	実績：○ ホームページ及び「健康・栄養ニュース」については、一層わかり易いものとなるよう、トップページを含め、全体的に内容を更新・充実した。		
	・発信される情報のコンテンツの評価は行われているか、また更新頻度はどの程度か。	実績：○ 情報管理委員会により、随時内容の評価及び見直しを行った。		
	・諸規程等研究所運営に関する情報は、遅滞なく開示が行われているか。	実績：○ 当研究所の運営等に関する諸規程、職員公募情報などについて、ホームページ上で迅速かつ積極的に公開した。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は次のとおりとする。</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡を密にし、執行体制を強化すること。</p> <p>(2) 研究企画及び評価に関わる機能及び体制の強化を図り、研究業務の包括的、計画的な実施を進めること。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所の意思決定と運営を機動的かつ効率的に行うことができるよう、役員組織と研究部門及び事務部門との間の連絡調整を密にし、執行体制を強化する。 また、研究所運営に対する研究所職員の意識を高めるため、研究所運営に関する必要な情報の共有化を図る。</p> <p>(2) 研究部門間での連携を強め、異なる研究分野からの情報や研究手法を積極的に利用して戦略的な事業の立案・実施を図る。</p>	<p>第2 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な組織運営のための執行体制の強化 ①意志決定の迅速化を図るため、権限と責任を明確にした組織運営を行う。 ②人員や研究資源の配置を適正に行うことを含めて、当研究所の重要な経営判断に関する審議は、役員及び研究企画評価主幹、各プログラムリーダー、事務部長等から構成される運営会議で行う。 ③研究成果が最大限挙げられるよう、各プログラムで行われている業務の特性を理解し、効率的、効果的な研究支援体制を構築する。 ④経営管理に関する理念と運営について研究員の理解を促すとともに、各種委員会や所内LANを一層活用し、管理部門と研究部門との情報の共有化を促進する。 また、研究及び技術的事項について、プログラム相互の連携を強化するため、定期的にプログラムリーダー会議を開催する。 ⑤プログラムリーダー／センター長は、研究所の方向性、学術動向、社会的ニーズを理解した上で、プログラム／センターで実施されている業務について、何を目標にいかに関心を進めるべきか、プロジェクトリーダー及びスタッフに共通認識を持たせるよう努める。 ⑥管理部門及び各プログラムの実務者レベルの打ち合わせを毎月実施し、コミュニケーションを図る。また、各種会議の運営について、開催時間の設定、アジェンダの明確化等について改善を図るとともに、議事録を迅速に作成し、関係者へのフィードバック及び情報共有に努める。 ⑦所内の現場から抽出された課題について横断的かつ具体的に改善・解決を協議する業務改善委員会（仮称）を設置するとともに、課題が生じた場合に迅速かつ適切に対応するための仕組みとして相談窓口を設置し、円滑な業務の推進を図る。</p> <p>(2) 研究の企画及び評価機能の強化 ①各研究者がプログラム／センターの枠を超えて、研究内容や成果について相互に理解し、連携を図るとともに、国内外の最新の研究成果等を知る機会が得られるよう、所内及び外部の研究者を講師として「研究所セミナー」を毎月1回程度定期的に開催する。 ②プログラムリーダー／センター長会議を定期的に開催するなどにより、研究部門間相互の意志疎通を図るとともに連携体制を強化し、戦略的な研究の企画立案及び効率的・効果的实施に努める。</p>	<p>①意志決定のため、役員及び幹部職員による「幹部会議」を定期的（原則週1回）に開催するとともに、緊急課題については臨時の会議を行って迅速な決定に努めた。 ②当研究所にかかる重要課題に関しては、定期的に運営会議を開催（月1回）して審議を行った。緊急の課題においては臨時の運営会議を開催して迅速な処理を図った。 ③研究支援体制については、その時々各プログラムの課題について、必要であれば研究所の他の部門からも支援できるような体制の構築を行った。特に海外協力などの課題においては、センターと各プログラムとの連携による業務の効率的運営に努めた。 ④経営理念、運営に関することはすべて情報ネットワーク、及び定期・臨時に開催される会議等によって周知徹底に努めた。また、プログラムリーダーによる研究企画委員会を定期的に開催した。 ⑤プログラムリーダー／センター長はその研究目的、評価の視点について、各研究員への周知に努めた。 ⑥管理部門及び各プログラムの実務者レベルの会議として、研究企画委員会を定期的（原則月1回）に開催した。情報が各研究員へ確実に伝わるよう定例会議及び所内LANによって情報の周知・共有に努めた。 ⑦課題が生じた場合の窓口は研究企画評価主幹がつかめ、業務改善委員会等によりその解決に努めた。</p> <p>①研究所セミナーは毎月定例として開催し、所期の成果を収めた。 ②プログラムリーダー／センター長会議は、研究企画委員会として定期的に開催し、各研究部門の連携体制の強化、戦略的研究等の企画立案に効果を上げた。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(3) 業務の確実な実施のため、各研究・業務に関する内部進行管理及び評価を行うこと。</p> <p>(4) 法人運営に関して透明性を確保するとともに、国民に向けての説明責任を全うするため、広報体制を強化し、迅速な情報公開に努めること。</p> <p>(5) 外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費節減や現況資源の有効利用を進めること。</p>	<p>(3) 調査及び研究業務の効率的かつ確実な推進を図るため、所内報告会等により各業務の進捗状況を把握し、適切な評価を行い、その結果を計画的・効率的な業務の遂行に反映させる。 また、所内イントラネットを活用し、業務の進捗状況管理等の効率化を図る。</p> <p>(4) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、積極的な情報公開を行う。</p> <p>(5) 研究所の経営基盤の安定化のため、外部資金の獲得に積極的に取り組むとともに、経費の節減や研究所の所有する設備等の有効利用を進める。</p>	<p>(3) 円滑な組織運営のための業務の進捗管理及び評価 ①各プロジェクトにおける研究及び業務については、それらを総括するプログラムリーダーが進捗状況を把握し、プログラムリーダー会議や運営会議において、報告を行う。 ②研究所セミナー等において、各プロジェクトにおける研究の進捗、成果を報告するとともに、評価を行う。さらにプログラムリーダーからの報告会（年2回）及びプロジェクトリーダーからの報告会（年1回）を所内公開で行う。 ③所内LANを活用し、業務の進捗状況管理を行うとともに、各プログラム/センター間、事務部門との情報の共有を促進する。</p> <p>(4) 情報公開による透明性の確保 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に則り、文書を適正に管理するとともに、適正な情報公開を行う。</p> <p>(5) 積極的な外部資金の獲得及び資源の有効活用 ①当研究所の経営基盤の安定化を図るため、競争的研究資金や受託研究など外部研究資金の獲得に積極的に取り組む。 ②経費の節減や当研究所の所有する設備等の有効活用を進める。</p>	<p>①各プロジェクトにおける研究及び業務については、定期的に開催される研究企画委員会において、プログラムリーダー及びセンター長から報告が行われた。 ②研究所セミナーにおける研究報告、プログラムリーダーによる研究報告と評価、プロジェクトリーダーによる報告会が計画通り行われた。 ③所内LANに新機能としてソーシャル・ネットワーキング機能を追加し、業務の進捗状況の管理をより一層容易な状況とし、事務部門との情報共有の促進を図った。</p> <p>・平成14年10月に施行された「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）」等に基づき、重点調査研究、基盤研究等の研究成果をはじめ、中期計画、諸規程等の情報を研究所ホームページで随時公開した。 ・また、研究所ホームページ上での法人ファイル管理簿等の公開を行った。 ・情報公開については、情報公開窓口（事務部庶務課庶務係）を設置し受け付けているが、平成21年度の開示請求はなかった。</p> <p>①社会的ニーズに対応した質の高い研究を行うとともに経営基盤の安定化のため、競争的研究資金や受託研究など外部資金の獲得に積極的に取り組んだ。 ②研究所の所有する設備等（運動実験施設：プール、運動フロア、各種運動機器、ヒューマンカロリーメーター、骨密度測定装置等）について、共同研究、受託研究等を通じた外部利用を促進し、有効利用を図った。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目 14 運営体制の改善に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定	
		運営会議や各種委員会等を通じて役員、研究部門、事務部門の連絡調整や情報共有を図るとともに、「予算執行管理システム」を更新し、効率的な業務進行管理に努めた。			(評定理由)	
		—			(その他の意見)	
【数値目標】	—	—				
【評価の視点】	・役員、研究部門及び事務部門の間の連絡調整、執行体制は十分に強化されているか。	実績：○ 運営会議、研究企画委員会等を頻回に開催するなどにより、役員、研究部門及び事務部門の連絡調整及び執行体制の強化に努めた。				
	・研究所運営に関わる情報の共有化は十分に図られているか。	実績：○ 運営会議等で決定された研究所運営に関わる重要事項については、リーダーから職員への情報伝達を徹底するとともに、毎週開催する研究交流会、イントラネットの電子掲示板等を通じて、情報や意識の共有に努めた。				
	・内部進行管理及び評価は適切に行われているか。	実績：○ 定期的な幹部会議及び運営会議を開催し、各プログラム及び事務部における業務スケジュールの進捗状況の管理を行うとともに、イントラネットの電子掲示板を活用して研究関連情報の共有を図った。				
	・業務進行管理のための体制が整っているか。	実績：○ 「予算執行管理システム」を更新し、業務の進行管理及び適切な予算の執行管理に努めた。				
	・適切な情報公開が行われているか。	実績：○ 国民への積極的な情報提供、公開に努めた結果、平成21年度において開示請求はなかった。(業務実績 p.32 参照)				
	・設備の有効活用が図られているか。	実績：○ プールなどの運動実験施設、ヒューマンカロリーメーター等について大学や企業等との共同研究等を通じて、有効利用を図った結果、延べ12,736人が利用した。(業務実績 p.20 参照)				
【通知別添】	・業務改善の取組を適切に講じているか。	実績：○ 週一回の幹部会議、月1回の運営会議や研究企画委員会に加え、イントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善の取り組みを行っている。				
	・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。	実績：○ オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている				
【政・独委評価の視点等】		実績：○				
5 内部統制	・内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）は適切に構築・運用されているか。	所内に設置したCOI委員会（外部委員含む）において、審議対象限度額を国が示す基準よりも大幅に引き下げ（100万円→10万円）、研究費等について透明性確保に努めるとともに毎月監事による月次監査を行った。（別添資料 p.32 参照）				
8 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価	・役職員は法人の業務改善のためにイニシアティブを発揮しているか。その具体的な取組はどのようなものか。 ・国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。特に、役員ポストの公募や、平成21年度までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 ・独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。	実績：○ 毎週開催する幹部会議、月1回の運営会議、研究企画委員会等において研究所の課題を明確にし、必要な指示を行うとともに毎年各プログラムと個別のヒアリングを行い、具体的な課題を示している。また常勤役員1名については、任期満了後は公募を行う。 なお、嘱託ポストや非人件費ポストなるものは存在していない。				

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標		中期計画		21年度計画		21年度業務実績	
<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項</p> <p>(1) 業務効率化の観点から、研究部組織体制の見直しを行い、その最適化を図ること。</p> <p>(2) 他機関との連携・交流を強化し、組織の活性化を目指すこと。</p>		<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究所が中期計画の中で重点的に行う調査及び研究並びに法律に基づく業務に関して、業務量や集中的に遂行すべき時期等を勘案しながら研究及び業務チームを組織する。 非公務員型の利点を生かして柔軟に組織の見直し・改編を行うこととし、従来の部体制から中期目標に掲げる業務を行うためのプログラム等を設け、各々が独立した形での業務運営を行う。 また、組織の見直し・改編後、毎年、その効果を検証する。</p> <p>(2) 民間企業、大学等との連携・交流を積極的に行い、研究員の交流を進め、人材の養成と資質の向上に努めることにより、組織の活性化を図る。</p>		<p>2. 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な調査研究業務を実施するための組織の最適化 ①第二期中期計画を遂行するために抜本的に組織再編を行った6プログラム及び2センターについて、引き続き各部門における常勤職員の人件費を含めたコスト管理及び研究業務について経営的な視点を併せ持ちながら運営を行うとともに、より効率的な事業実施のために、組織のあり方の検討及び必要に応じて見直しを行う。 ②とくに、平成22年度中に予定されている医薬基盤研究所との統合を見据え、国際産学連携センター、情報センターについて、効率化の観点から、組織の在り方について具体的な検討を行う。 ③新たに構築する「特別用途食品・栄養療法データベース」などを効率的に運用するための体制整備を行う。</p> <p>(2) 他機関との連携・交流による組織の活性化 ・国内外の民間企業、大学、他研究機関との研究協力を推進し、研究者の受け入れ及び研究所研究員の派遣を行うことにより、人材養成及び資質の向上、組織の活性化を図る。</p>		<p>①外部研究資金等を活用して、研究補助員を採用・配置するなど各プロジェクトの研究・業務の量や位置づけに応じた人員配置を行った。 また、内部評価委員会及び外部評価委員会において、各プログラム及びセンターの運営状況並びに成果に関する評価を受け良好な組織運営である旨確認できた。 ②平成22年度中に予定されている医薬基盤研究所との統合については、政府の方針により「凍結」との方針が打ち出されたため、予定された組織再編等にかかる具体的検討は行わなかったが、統合によるシナジー効果、新たな研究分野の創設等について検討を行った。 ③特別用途食品・栄養療法エビデンス情報のデータベースの主な対象者と想定される病院栄養士に対して、データベースの改善に関する意見を募集し、データの表示等を修正した。また消費者庁、日本栄養士会とも連携ができる体制を整えた。</p> <p>・民間企業、大学、その他の研究機関からの研究者（客員研究員、協力研究員、研修生）の受け入れは、それぞれ34名（中国1名を含む）、32名（中国3名、韓国1名を含む）、33名（中国1名、韓国1名を含む。）であり、その他短期の受入れ等を通じて、人材の養成に寄与するとともに、研究所の活性化につなげた。研究の成果は、各プログラム・センターごとに評価を行い、質と量両面での向上を図っている。 ・一方、それらの機関への研究所職員の派遣に関しては、大学の客員教授や非常勤講師、大学での特別講義の実施等を通じて、若手研究者等を育成するとともに、当該機関との共同研究等の基盤を構築した。</p>	
評価の視点等	【評価項目15 研究・業務組織の最適化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
		研究・業務の量や進捗状況に応じて人員配置や管理体制を見直すとともに、大学・民間企業等との交流による人材養成及び組織の活性化を図っている。			(評定理由)		
	【数値目標】	-			(その他の意見)		
	【評価の視点】	実績：○ 役員等が併任していた1センター長及び1プロジェクトリーダーについて、公募により採用し専任の研究員を配置するなど、効果的・効率的な業務推進体制の充実を図った。					
	・研究及び業務チームは適切に組織されているか。	実績：○ 新組織の運営状況の評価、研究職員の実績の処遇への反映など、非公務員化の利点を生かした柔軟な取り組みを行った。					
	・非公務員化の利点を生かした取り組みがなされているか。	実績：○ 民間企業や大学等と積極的な連携及び人材交流を行い、人材養成等に努めた。					
	・民間企業、大学等の連携・交流の状況はどうか。	実績：○ HP上の健康・栄養フォーラムを通じ、苦情等を含む意見、要望等を随時受け付けている。また、毎年オープンハウスや一般公開セミナーを開催し、国民に開かれた研究所を目指している。さらにイントラネット等を通じた情報共有に努めており、これらを通じて業務改善提案等も容易にできる環境にあり、処遇についても人事評価マニュアルに基づいて実施している。					
	・業務改善の取組を適切に講じているか。 ※ 業務改善の取組：国民からの苦情・指摘についての分析・対応、国民が疑念を抱くことのない開かれた法人運営、目安箱等職員からの提案を受け付けるための仕組みの構築、改善に取り組む職員を人事上評価しているか等	実績：○ オープンハウスや一般公開セミナーでのアンケート、関係機関との意見交換会を通じて国民的、社会的ニーズを常に把握しており研究を進める上での参考としている。					
	・国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。						

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づく業務に対して適切に職員を配置し、効率的に研究業務を行うこと。</p> <p>(2) 研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等、給与面に反映させること。</p> <p>(3) 研究職員の流動化計画に沿って原則公募制・任期制により採用を行い、研究者層の向上を図ること。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点的に行う研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、業務運営の効率性を勘案しながらも、必要な人員を十分に担保した上で組織体制を構築する。</p> <p>(2) 非公務員型への移行のメリットを最大限に活かした柔軟な人事システムを構築し、研究職員の個人評価の結果を昇級・昇任等の処遇及び給与面に反映させる。</p> <p>(3) 研究員の採用に当たっては、「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、原則として公募制、任期付の採用を行う。 研究所が重点的に推進する調査及び研究業務が着実に成果が挙げられるよう、資質の高い人材を広く求める。また、資質の高い人材については、任期中の実績評価に基づき、任期を付さない形での採用を行う。 さらに、外国人及び女性研究者が業務に従事しやすい環境づくりを推進し、外国人及び女性職員の採用も可能な限り行う。</p>	<p>3. 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 重点調査研究・業務等を推進するための適正な人員配置 ①重点的に行う調査研究及び法律に基づき確実に実施すべき業務については、重点プロジェクトとして位置づけ、研究員、研究補助員等を適切に配置するとともに、外部の客員研究員、協力研究員等を活用することにより、効果的・効率的な研究・業務の推進を図る。 ②一部の職員への過重な負担とならないよう、研究・業務等の適正配分に努めるとともに、必要に応じて見直しを行い、健康の維持・増進につながる職場環境づくりを目指す。</p> <p>(2) 研究員の業務の適正な評価 ①大学、民間企業等との多様な形態の連携が可能となるよう、起業を含め、民間企業、団体等との兼業についても、当研究所の目的、理念に合致したものについては積極的にを行い、成果の社会還元を促進する。 ②各研究員の個人業績及び各プロジェクトの実績を適正に評価し、昇給・昇任等に反映させる。</p> <p>(3) 有能な研究員の登用 ①「独立行政法人国立健康・栄養研究所における研究者の流動化計画」に沿って、研究員の採用にあたっては、引き続き原則公募制、任期付の採用を行う。 ②任期付研究員については、任期中の実績評価を適正に行い、任期を付さない職員としての採用を検討する。任期付研究員の採用にあたっては、流動化計画に則り一方、当研究所の長期的な展望との均衡を図りつつ、研究や業務の性質、行政及び社会的ニーズに応じて、柔軟な運用を行う。 ③女性研究員の採用を積極的に行うとともに、研究業務に従事しやすい環境づくりとして、引き続きフレックスタイム制の活用をはじめ、産休や育児休業等の各種制度の活用を進める。</p>	<p>①当研究所が重点的に取り組むべき課題である、食事摂取基準の策定、食品分析及び国民健康・栄養調査関連の調査研究業務を中心に研究員等の適正配置に努めた。特別研究員については7名（平成22年3月30日現在）を配置し、重点研究の遂行を中心に活用しているところである。 ②研究補助員についても、各プログラム及びセンターの業務量を勘案しつつ、必要な人材を確保するなど、研究・業務の適正な実施体制を整備した。 なお、平成22年3月30日現在の研究員等は、常勤研究員34名（任期付研究員11名を含む）、特別研究員7名、流動研究員5名、客員研究員34名、協力研究員32名、その他技術補助員65名及び研修生33名である。</p> <p>①非公務員化の特性と公的な法人であることの両面性に配慮しつつ、民間企業等との共同研究の成果を商品開発や効果的なサービスの提供等に結びつけるための方策を検討し、さらに連携を促進させるため、倫理規定等を遵守しつつ、兼業を促進した。 ②各研究員については、策定した人事評価マニュアルに基づき所属するプログラムやセンターの中間実績及び年度末実績、並びにそれらへの貢献度及び研究業績を上司の段階的な評価に基づき昇給昇格あるいは勤勉手当の算定に際して考慮した。</p> <p>①平成13年度の独立行政法人化以来、平成21年度末までに任期付研究員として採用した者は24名であり、うち11名が任期満了した。任期付研究員の採用にあたっては、平成18年3月に策定した「研究者の流動化計画」に沿って、原則公募による採用を行っている。 ②平成21年度は、中長期的な視点から研究所にとって必要な人材を公募し、現在の研究体制に十分貢献でき、かつ研究や業務の性質、行政・社会的ニーズに対応することができる研究者を2名採用した。平成21年度末現在、常勤研究員34名のうち、女性研究員は3名のリーダーを含め11名となった。 ③研究職員においてはフレックスタイム制を活用する等により、個人の生活にも適合し、研究業務に従事しやすい環境づくりに取り組んでいる。なお、平成21年度に、産休・育休の対象となった職員は2名であった。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>(4) 事務職員についても適切に評価を行い、資質の向上と業務の効率化を図ること。</p>	<p>(4) 事務職員の質の向上を図るため、研究員と同様に評価を行うこととし、その評価システムとして自己評価による評価を行い、その結果を昇給・昇任等に反映する。</p> <p>※人事に関する指標 期末の常勤職員数は、期初の100%を上限とする。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 47名 期末の常勤職員数 47名（以内）</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 2,335百万円（見込）</p> <p>ただし、上記の金額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際派遣職員給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>(4) 事務職員の適正な評価 ・事務職員についても、あらかじめ自己の達成目標を設定させるとともに、達成目標を含む業務全般に対する自己評価を行う人事評価制度に基づき、個人面接を行い、直属上司及び総括上司の二段階評価を実施する。評価の結果は、昇給・昇任等に反映させる。</p>	<p>・事務職員について、職員の資質、仕事に対する意欲、取組姿勢等に関する所属課長及び事務部長による段階的評価を人事評価マニュアルに基づき行うとともに、評価結果を昇給や勤勉手当の算定等に反映させた。</p>

評価の視点等	【評価項目16 職員の人事の適正化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評 定	
		プロジェクトの重要性、研究の進捗状況等に応じたメリハリのある人員配置を行うとともに、研究成果や貢献度などの評価を処遇等へ反映、女性研究員等が働きやすい環境づくりなど、職員人事の適正化に向けた取り組みを行った。		(評定理由)	
【数値目標】		—		(その他の意見)	
【評価の視点】	・メリハリのある人員配置ができているか。	実績：○ 重点プロジェクトや法定業務等に対して重点的に研究員、技術補助員を配置するなど、メリハリのある人員配置に努めた。			
	・研究職員の評価が適切に処遇及び給与に反映されているか。	実績：○ 研究職員については、所属するプログラム等の研究実績やそれらへの貢献度を評価し、それを昇級・昇任や賞与の算定等に反映させた。			
	・公募制、任期制による採用が適切に実施されているか。	実績：○ 職員の採用にあたっては、研究者の流動化という国の方針に沿って、公募制、任期制による採用を原則とする対応を行った。			
	・外国人及び女性研究員が従事しやすい環境づくりが推進されているか。	実績：○ 女性研究者1名を採用し、常勤研究員34名のうち女性研究者は11名となった。産休・育休についても、外国人研究者1名を含む2名が取得し、フレックスタイム制の奨励など女性が働きやすい環境づくりに努めた。(業務実績p.34参照)			
	・事務職員の資質の向上につながる取り組みが行われているか。	実績：○ 事務職員について、幹部職員による段階的評価を昇給・昇任等へ反映させるとともに、総務省等が行う研修等へ参加させるなどにより、資質向上を図った。			
	・人件費の実績が予算を上回った場合には、その理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績：○ 人件費の決算額を予算額の94.1%にとどめた。			

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項</p> <p>(1) 業務の効率化を図るため、事務書類の簡素化、電子化、事務作業の迅速化を進めるとともに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を行うこと。</p> <p>(2) 事務職員については、研修会やマネジメントセミナー等を通じ、研究所経営への参加意識を高めるとともに、業務意識の高揚を図ること。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの効率化を図ること。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 研究組織体制の見直しに併せて、業務の効率化を図るため、事務部門の組織を見直す。この際、事務部門に研究員の研究成果の積極的な活用や、対外的な業務を担う業務課（仮称）を設け、研究員が最大限の成果を得られるようにする。 また、権限の明確化及び決裁プロセスの短縮化により、意志決定の迅速化を図るとともに、事務作業の迅速化、事務書類の簡素化、電子化等を進める。さらに、定型的な業務でアウトソーシング可能なものについては外部委託を進める。</p> <p>(2) 事務職員については、研究所で働く者として必要な法令・知識を習得するための各種研修会やセミナー等への参加を充実させ、職員が働きやすく自己能力を最大限発揮できるような職場環境の整備を推進する。 これにより、研究所経営への参加意識を高め、業務の質の向上及び効率化の一層の推進を図る。</p> <p>(3) 業務の効率化を図るため、業務・システムの最適化を図る。</p>	<p>4. 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 事務業務の効率化 ・独立行政法人の整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に示された方向性を踏まえて、管理部門（主に事務部）の組織及び業務の効率化並びに合理化について検討する。その検討結果に基づき、各種事務手続きの簡素化、迅速化、電子化を図るとともに必要に応じて業務を見直し、可能かつ適切な業務については外部委託を進める。</p> <p>(2) 事務職員の資質向上 ・事務職員の資質向上を図るため、業務上必要とされる知識（知的財産、安全管理、会計・契約等）の技術取得ができるよう、自己啓発や能力開発のための研修に積極的に参加させる。また、職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、職場環境の整備を充実する。</p> <p>(3) 業務システムの効率化 ・業務の効率化を図るため、情報総括責任者（CIO）を中心に、業務・システムの最適化・効率化を図る。</p>	<p>・独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に示された医薬基盤研究所との統合を見据えて管理部門の組織や業務の効率化について検討を行った。（なお、検討結果については、政権交代より当該閣議決定が凍結されるほか、関連法案の審議が遅延している。） ・外部委託関係では、自動車運転業務委託契約に係る期間を短縮し自転車を導入した。また、定型的な業務については、平成20年度に引き続き外部委託を行った。</p> <p>・職員の資質向上や円滑な業務遂行を図るため、情報公開等に関する研修会、独立行政法人の業務運営に関するセミナー、共済組合実務研修等に事務職員を参加させた。 ・職員が働きやすく自己能力が最大限発揮できるよう、OA機器の更新等、職場環境の整備・充実を図った。</p> <p>・公用自動車運行管理業務の試行的停止を継続し、業務運営の簡素化を図り経費の節減を実施した。また、アンケート調査の実施と同回収結果報告書の作成など新たな業務委託への推進に取り組み職員の業務処理時間の短縮に努めた。</p>

評価の視点等	【評価項目17 事務等の効率化・合理化に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A	評価
				（評定理由）
【数値目標】				（その他の意見）
【評価の視点】	・文書簡素化、電子化・データベース化等により、事務作業の迅速化が図られているか。	実績：○ 所内LANシステムの活用、事務処理の電子化を図り、業務システムの最適化及び効率化に努めた。		
	・定型的な業務については、適切に外部委託が行われているか。	実績：○ 自動車運転業務委託の期間を短縮し自転車を導入したほか、設備等点検業務などの定型的な業務及びデータ入力業務について、一般競争入札による外部委託を引き続き進めた。		
	・業務等の目標に応じた研修等が適切に実施されているか。	実績：○ 業務課を中心として、業務システムの研修会やミーティングを適宜行った。		
	・業務・システムの最適化を推進する体制はとられているか。	実績：○ 予算執行管理システムをより使いやすく更新したほか、事務部と情報センターが連携して、業務システムの最適化を進めた。		
	・各種事務文書の合理化・電子化が進められているか。	実績：○ 所内LANシステムを活用し、各種事務文書の電子媒体化を進めることにより、文書の共有化・合理化を図った。		
	・こうした効率化・合理化が支出圧縮、人員削減、他の業務の充実・推進等にどう結びついているか。	実績：○ 効率化・合理化の結果、対前年度比3千5百万円（退職金を除く）の削減とともに、対前年度比3名の職員を削減（年度当初時点）した。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>5. 評価の充実に関する事項</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会において、主要な研究業務に関して内部評価を実施すること。</p> <p>(2) 第三者による外部評価委員会により、年度計画の事前及び事後評価を行うこと。</p> <p>(3) 評価に関する結果は、ホームページで公開すること。</p> <p>(4) 研究職員について自己点検・評価を行うとともに、できるだけ客観的な指標に基づく評価を毎年実施すること。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 毎年度内部評価委員会を開催し、主要な研究業務に関して、内部評価を実施し、研究業務の確実な実施及び効率化に資する。</p> <p>(2) 柔軟かつ競争的で開かれた調査及び研究環境の実現や経営資源の重点的・効率的配分に資するため、外部の専門家等の評価者による外部評価を毎年度2回程度実施する。</p> <p>(3) 内部及び外部評価結果は、ホームページ上で公表するとともに、組織や施設・設備の改廃等を含めた予算・人材等の資源配分に反映させる等、調査及び研究活動の活性化・効率化に積極的に活用する。</p> <p>(4) 研究員については、自己点検・評価を行うとともに、可能な限り客観的な指標に基づき評価を行う。 また、理事長は自ら全研究員との面談を行い、適切かつ公平な評価を行う。 さらに、評価の結果は各職員にフィードバックするとともに、所内イントラネットを活用して、各研究の研究業績を公開し、評価の透明性の確保に努める。</p>	<p>5. 評価の充実に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 内部評価の実施 ・各プログラム／センターの報告会を年2回、全プロジェクトの報告会を年1回行い、それらを踏まえて中間及び年度の内部評価を実施する。中間評価結果に基づき、年度途中において研究業務を必要に応じて見直し、効果的な実施につなげる。</p> <p>(2) 外部評価の実施 ・外部有識者による評価委員会については、平成21年度における当研究所の主要な研究業務の進捗状況、成果の社会への還元、将来の発展性という観点から、また研究所の組織運営に関しては、とくに良い研究環境の構築という視点から、評価（事後評価）を受ける。 また、平成22年度計画についても外部評価委員による事前評価を受ける。</p> <p>(3) 評価結果の公表 ①内部及び外部評価の結果はホームページ上で公開するとともに、非常勤職員を含めた職員全員に対して結果を伝え、当研究所が求められている方向性や課題等について共通理解を促し、研究及び業務内容の改善などにつなげる。 ②理事長等役員及び管理職は、これらの評価結果を予算・人材等の研究資源の配分等に反映させ、調査・研究活動を効率・活性化を図る。</p> <p>(4) 研究業績等の自己点検及び評価 ①各研究員においては、社会及び当研究所で求められている自らの役割を十分認識した上で、当該年度における自らの調査研究及び業務の成果について、点検を行う。その際、成果を客観的に整理・分析するために、所内LANによる「業績等登録システム」を活用する。 ②各研究員の評価は、主にプログラム内での貢献及び十分な成果の達成という視点から各プログラムリーダー／センター長、研究企画評価主幹及び理事長が行う。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をその後の採用等に反映させる。</p>	<p>・各プログラム及びセンターの実績については、中間報告会（平成21年11月）及び外部評価委員会（平成22年3月）において所内公開で報告を行った。 ・各プロジェクトの報告については平成21年11月にプログラム・センターの報告に併せて行うとともに、進捗状況等に応じ研究計画の修正等を行った。 ・これらの報告及び中期目標・計画や年度計画に沿った研究及び業務の進捗状況に基づき、各プログラム及びセンターの中間評価及び年度末評価を行った。</p> <p>・平成22年3月15日に平成21年度実績に関する外部有識者による事後評価と併せて、平成22年度計画についての事前評価を受けた。</p> <p>①評価結果については、内部及び外部評価ともにホームページ上に公開した。なお評価結果については、プログラムリーダー、プロジェクトリーダーの範囲にとどまらず、事務職員及び非常勤職員を含めた職員全員に指摘の内容、結果について周知を図り、研究所に求められている役割や方向性について、共通の理解を促し、研究及び業務の内容の改善に努めた。 ②評価結果を踏まえて、役員等による予算や研究者の確保について研究資源の配分等に反映できた。</p> <p>①業績等研究成果のデータベースへの登録件数は1,278件（取材、審議会委員等も含む単純集計。参考：平成20年度は1,185件、平成19年度は1,323件、平成18年度は1,697件）であった。 ②各研究員の業績については、主にプログラム内での貢献及び研究目的の達成という観点から各プログラムリーダー／センター長、研究企画評価主幹及び理事長その評価を行った。なお、任期付研究員については、任期中の実績評価を行い、その結果をとりまとめ、その後の採用等に関する参考資料とした。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目18 評価の充実に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
		各プログラム／プロジェクトについて、年2回の内部評価及び外部評価を適切に実施するとともに、その結果を予算配分や人員配置に反映させている。			（評定理由）		
	【数値目標】	-			（その他の意見）		
	【評価の視点】	実績：○ 年度中間及び年度末に各プログラム及びセンターの実績を報告するとともに、内部評価を実施し、その結果に基づき研究業務の適切な実施につなげた。					
	・内部評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。	実績：○ 年度末に外部委員による事後評価及び次年度計画の事前評価を行った。					
	・第三者による評価が適切に行われ、研究業務の確実な実施につながっているか。	実績：○ 評価結果は職員に周知するとともに、次年度の研究予算や研究員の配置等に反映させた。					
	・内部及び外部評価の結果が適切に公開されているか。	実績：○ イントラネットを利用した業績登録システム（マンスリーレポート）により、各研究者が業績の自己点検・評価を行うとともに、研究実績及び個人面接等をもとに理事長による研究者の個人評価を実施している。					
	・研究職員の自己点検・評価及び理事長による評価が適切に行われているか。	実績：○ 年2回の内部評価及び外部評価の結果を踏まえるとともに人事評価マニュアルに基づいた上司による研究への貢献度や個人の業績の評価に加え理事長による評価を行うことにより客観的な人事評価を実施している。					
	・これらの評価を予算や人員配置、個人の人事評価に適切に反映し、研究の質の向上へのインセンティブを作り上げる仕組みが構築されているか。						

国立健康栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>6. 業務運営全体での効率化</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成すること。</p> <p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成18年度以降の5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成すること。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する。</p> <p>人件費については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを行う。</p> <p>業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。）については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する。</p>	<p>6. 業務運営全体での効率化を達成するための措置</p> <p>・一般管理費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの。人件費を除く。）については、光熱水料等の削減に努め、平成17年度に比べ8%以上（対20年度比2%）の削減を図る。</p> <p>・人件費（退職手当及び法定福利費等を除く。）については、適正な人員配置に努め、平成17年度に比べ4%以上の削減を図ることを基本とする。</p> <p>・業務経費（運営費交付金を充当して行う事業に係るもの）については、業務の効率化、コストの削減に努め、平成17年度に比べ4%以上の削減を図る。</p>	<p>・一般管理費については、所要の削減率を見込み、事務消耗品の一括購入や自動車運行管理業務契約を短縮し自転車を導入するなど経費節減に努めた。 当該年度は、平成17年度実績と比べ、15.0%減（平成20年度実績と比べ4.7%減）であり、年度計画を達成した。</p> <p>・人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）については、所要の削減率を見込んだ予算を計画するとともに、運営費交付金の収益化基準について期間進行基準を採用したことにより、財務体質の明確化を図り、平成17年度実績と比べ、6.7%減（平成20年度実績と比べ5.8%減）であり、年度計画を達成した。</p> <p>・業務経費については、所要の削減率を見込んだ予算額で計画し、消耗品等の購入の際に複数者から見積りを取るなど経費節減に努めた。また、不用となった備品、消耗品等の研究部内での所属換えを実施し、新規購入の抑制を図った。 なお、当該年度は、平成17年度実績と比べ11.7%減（平成20年度実績と比べ6.0%減）であり、年度計画を達成した。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目19 業務運営全体での効率化を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
					(評定理由)		
				運営費交付金については、中期目標の達成に向けて、ほぼ計画どおり着実に削減を進めた。			
	【数値目標】			一般管理費は、平成20年度実績比4.7%減、平成17年度比15.0%減である。(業務実績p.40参照)		(その他の意見)	
	・一般管理費については、中期目標期間中、毎年度、2%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として10%以上の削減を達成する			人件費（退職手当及び法定福利費を除く。）は、平成20年度比5.8%減、平成17年度比6.7%減である。(業務実績p.42参照)			
	・人件費については、中期目標期間の最終年度までに平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する			業務経費は、平成20年度比6.0%減、平成17年度比11.7%減と中期目標を達成した。(業務実績p.42参照)			
	・業務経費については、中期目標期間中、毎年度、1%以上削減し、中期目標期間の最終年度までに、平成17年度を基準として5%以上の削減を達成する			実績：○ 機関誌の電子化や業務の外部委託の推進等により、運営費交付金を減額した。			
	【評価の視点】			実績：○ 原則一般競争入札による調達、原則公募による任期付研究員の採用などにより、業務の質の低下を招くことなく経費の削減に努めた。			
	・人件費、一般管理費、業務経費の削減に向けた取り組みはどのような状況か。			実績：△ 当研究所は東京23区にあることから地域手当が17%になっているため、年齢勘案によるラスパイレズ指数は100を超えているが、地域勘案及び地域・年齢勘案ではいずれも100を下回っている。(別添資料p.12参照)			
	・経年比較により削減状況が明らかになっているか。また、削減のために取り組んだ事項の削減に及ぼした効果がどの程度明らかになっているか。			実績：○ ・退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。 ・福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。			
	【通知別添】			実績：○ 職員の給与については国に準じた給与体系とし、人事院勧告に準じた対応を行い、適正な給与水準を確保している。			
	・給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか）。			実績：－ 累積欠損金はない。(該当なし。)			
	・総人件費改革は進んでいるか。			実績：○ 退職した職員の補充見送りや、併任などにより総人件費の削減に向けた取り組みを順調に進めている。			
	・法定外福利費の支出は、適切であるか。			実績：○ 福利厚生費については、職員等の健康診断に要する経費のみとなっている。(別添資料p.3参照)			
	【政・独委評価の視点等】						
	3 人件費管理						
	(1) 給与水準						
	国家公務員と比べて給与水準が高い場合、						
	・給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。						
	・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。						
	・国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえて適切な給与水準となっているか。国と異なる、又は法人独自の諸手当は適切か。						
	(2) 総人件費						
	・総人件費改革は進んでいるか。（取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるか、適切であるかを検証し、削減目標の達成に向け法人の取組を促すという視点をもって評価する。）。						
	(3) その他						
	・法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。法定外福利費の支出は適切か。						

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的獲得を図ること。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用及び研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の増加を図ること。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 運営費交付金以外の競争的研究資金の積極的な獲得を図り、外部研究資金、その他の競争的資金の募集等に積極的に参加し、その増加に努める。</p> <p>(2) 各種研究から生じる知的財産（特許権等）の有効活用並びに研究成果の社会への還元を目的とした出版等を行うことにより、自己収入の確保につなげる。 また、「独立行政法人国立健康・栄養研究所施設・設備等利用規程」に基づき、地域住民等への施設開放を行い、研究所の設備等の効率的な利用に努め、併せて自己収入の増加に寄与する。</p>	<p>第3 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置</p> <p>1. 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 外部研究資金の獲得 ①厚生労働省、文部科学省等の各府省や科学技術振興機構等の機関が実施する公募型研究への課題の応募を積極的に行う。その際、当研究所の目的等を勘案し、競争力の高い研究課題であるか、また、他の研究機関等との共同研究の中核となる課題であるかを重視する。 ②健康・栄養に関する調査・研究及び国、民間企業等からの受託研究や共同研究、その他の業務については、当研究所の目的やその後の発展性及び交付金事業として行う研究を勘案しながら、それらに合致するものについては積極的に受け入れ、自己収入の増加を図る。</p> <p>(2) 知的財産の活用等による自己収入の確保 ・自己収入の確保という点だけでなく、ヒトを対象とした研究への参加、地域住民の健康づくりという視点を踏まえ、施設開放について検討を行う。</p>	<p>①当研究所における質の高い研究課題を選定し、これらの課題に重点をおき、厚生労働省や文部科学省の科学研究費補助金等の外部資金等の獲得に努めた。</p> <p>②国や民間企業等からの受託調査研究については、研究目的や発展性に照らしながら、その内容や必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れた。</p> <p>・研究のための基礎的データ収集のため、協力が得られる方に対して、運動フロアやプール等の施設開放を積極的に行い、自己収入の確保を図るとともに、施設・設備の効率的活用に努めた。</p>

評価の視点等	【評価項目20 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項を達成するための措置】	自己評定	A	評定
		競争的資金の獲得や受託研究、書籍監修などによる自己収入の確保に取り組んでおり、経費削減についても平成21年度目標を達成した。		(評定理由)
【数値目標】		—		(その他の意見)
【評価の視点】	・競争的な研究資金の獲得状況はどうか。増減の要因は分析しているか。	実績：○ 社会的ニーズに対応し、かつ質の高い研究課題を選定した上で、積極的に競争的資金等の獲得に努めた。		
	・研究成果等の社会還元という観点から、適正に自己収入が得られているか。	実績：△ 研究成果を社会還元するため、受託研究や書籍等の監修を通じて自己収入の増加に努めた。		
	・運営費交付金を充当して行う事業について、中期目標に基づく予算を作成し、当該予算の範囲内で予算を執行しているか。	実績：○ 運営費交付金を充当して行う事業については、中期目標に基づく予算の範囲内での執行に努めた。		
	・経費削減の達成状況はどのようなものか。	実績：○ 運営費交付金全体として、平成17年度比5.4%減、平成20年度比4.7%減とした。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標	中期計画	21年度計画	21年度業務実績
<p>2. 経費の抑制に関する事項</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図ること。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費の削減を図ること。</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 各部門において、常勤職員の人件費も含めたコスト管理を四半期毎に行い、効率的な資金の運用とコスト意識の向上を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化、アウトソーシング等により人的資源の有効活用並びに経費の削減を図るとともに、業務運営に係る経常的経費についても、法令集の追録購入中止等により削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙1のとおり。</p> <p>2. 収支計画 別紙2のとおり。</p> <p>3. 資金計画 別紙3のとおり。</p> <p>第5 短期借入金の限度額</p> <p>1. 限度額 100,000,000円</p> <p>2. 想定される理由</p> <p>ア 運営費交付金等の受入れの遅延等による資金の不足</p> <p>イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給</p> <p>ウ その他不測の事態により生じた資金の不足</p> <p>第6 重要な資産を譲渡、又は担保に供するとき は、その計画 該当なし。</p> <p>第7 剰余金の使途</p> <p>ア 研究環境の整備に係る経費</p> <p>イ 職員の資質向上に係る経費</p> <p>ウ 知的財産管理、技術移転に係る経費 等</p>	<p>2. 経費の抑制に関する事項を達成するための措置</p> <p>(1) 効率的な資金の運用・管理</p> <p>・各プログラム／センターにおいて、常勤職員の人件費も含めた業務費のコスト管理を四半期毎に行う。その結果については、運営会議、役員会等で分析を行い、効率的な運用を図るとともに、研究職員のコスト意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 研究業務の集約化</p> <p>・各プログラムにまたがる研究の実施や施設整備、スペース等の共有利用により人的資源にかかるコスト削減を推進する。データ入力、検体の定期検査などの人的コスト削減につながる定型的な業務については、引き続きアウトソーシング化を推進するとともに、調達案件に係る契約については、一般競争入札を原則としコスト削減を図る。</p> <p>第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算 別紙2のとおり</p> <p>2. 収支計画 別紙3のとおり</p> <p>3. 資金計画 別紙4のとおり</p> <p>第5 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保</p> <p>・情報セキュリティの確保に努め、「セキュリティ対策実施手順書」の見直しなど、現状に即したより適切な対応に努める。</p>	<p>・各プログラム／センターにおける常勤職員の人件費及び業務費の執行状況について、監事による月次の会計決算審査を行うとともに、幹部職員で構成する運営会議で分析・評価を行い、コスト管理について研究所全体の周知を図った結果、経費の効率的運用が図られた。特に人件費については計画以上の削減が図られた。</p> <p>・施設、設備や検査機器等の共同利用を推進するため、機器類のメンテナンスを実施しコスト管理に貢献した。</p> <p>・コスト削減のため、国民健康・栄養調査の入力業務、栄養情報担当者資格確認試験の試験監督等業務や血液検査などのアウトソーシングを推進した。</p> <p>・光熱水料節約励行への取り組みをはじめ、消耗品等の一括購入の実施や自動車運転業務に係る経費の更なる削減に取り組んだ。</p>

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

評価の視点等	【評価項目2-1 経費の抑制に関する事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定	
【数値目標】	—	—	—	事務処理の効率化、運転業務委託の期間短縮をはじめ、人的資源の活用など経費節約に向けたコスト管理への取り組みを図った。	(評定理由)	
【評価の視点】	・コスト管理が適正になされ、効率的な資金運用につながっているか。	実績：○	○	調達案件の処理にあたり、原則一般競争入札とし、効率的な資金運用に取り組んだ。	(その他の意見)	
・人的資源の有効な活用が図られ、それが経費節減につながっているか。		実績：○	○	運転業務委託の期間短縮や設備等点検業務に加えて、研究業務についてもデータ入力、検体検査などのアウトソーシングにより、人的資源の効率的活用及び人的コストの削減を図った。		
・計画と実績との間に差異がある場合には、理由が明らかにされているか。		実績：○	○	計画と実績との差異は経費節減によるものである。		
・運営費交付金が全額収益化されず債務として残された場合には、理由が明らかになっているか。		実績：○	○	収益化されず債務として残ったものは、経費削減によるものである。		
【通知別添】	・事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。	実績：○	○	耐用年数経過後も使用可能な備品を継続使用するなど有効活用を図り、また、消耗品についてもコピー用紙の両面印刷の励行などにより使用量削減に努めた。		
【政・独委評価の視点等】						
1 財務状況						
(1) 当期総利益（又は当期総損失）						
・当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析は行われているか。当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものか。業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた改善策が検討されているか。 (具体的取組) 1億円以上の当期総利益がある場合において、目的積立金を申請しなかった理由の分析について留意する。		実績：○	○	当期の総利益は、33,239,726円である。 <要因> 運営費交付金収益化基準を人件費（退職金を除く）について期間進行基準を採用したことにより、より計画的に予算執行ができたこと、また厚生労働科学研究費等の基準変更に伴い、間接経費の収入が増えたことによる。		
(3) 運営費交付金債務		実績：—	—	運営費交付金について、該当事例はない。		
・当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。		実績：○	○	債務として残ったものは、業務運営に係る経費節減によるものである。		
・運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行っているか。		実績：○	○			
4 契約						
(1) 契約に係る規程類、体制						
・契約方式等、契約に係る規程類は、適切に整備・運用されているか。		実績：○	○	平成21年7月14日付にて「1者応札・1者応募」に係る改善方を策定し、ホームページに公表している。 平成21年11月2日付の「契約事務取扱要領の改正にて、一括再委託の禁止措置及び再委託の把握措置を定め、11月9日付で「総合評価落札方式による調達マニュアル」を整備するなど、契約の適正化に向けて規定等を適切に整備した。		
・契約事務手続に係る執行体制や審査体制は、適切に整備・運用されているか。		実績：○	○	監事による月次監査を実施し、契約方式の妥当性及び契約内容の適正等を審査するとともに、執行機関（会計課）以外で構成される内部監査を実施し、相互牽制を図っている。 また、「事務・事業を取りやめたもの」以外は、全ての契約を一般競争入札へ移行し、見直し計画を達成した。		
(2) 随意契約見直し計画等						
・契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況はどうか。		実績：○	○	指摘のあった「1者応札・1者応募」については、平成21年7月14日付にて改善方を策定し、HPに公表しており、前回の入札において1者応札であった契約については、原因を確認するとともに、必要に応じ、参加要件の変更、公告期間の見直し等を行い改善に努めている。		
(3) 個々の契約						
・個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。		実績：○	○	会計担当監事が毎月の月次監査時に、個々の契約事例についてのチェックを行い、契約の適正化に努めている。		

国立健康・栄養研究所 評価シート（注：第2期中期計画四年度目）

中期目標		中期計画		21年度計画		21年度業務実績	
<p>第5 その他の業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他の業務運営に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報セキュリティの強化と利用者への情報提供等の利便性の向上を図ること。</p>		<p>第8 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置</p> <p>(1) セキュリティの確保 情報システムに係る情報のセキュリティの確保に努める。</p> <p>(2) 施設及び設備に関する計画 該当なし。</p> <p>(3) 積立金処分に関する事項 該当なし。</p>		<p>第6 平成21年度独立行政法人国立健康・栄養研究所行事等予定表 別紙5のとおり</p>		<p>・情報セキュリティの確保のために、セキュリティ用ハードウェアのアップデートを月1回継続的に行い、監視体制の強化を継続するとともに、年6回のセキュリティ講習会(感染研と共同開催)、年2回のセキュリティ監査(1回は感染研と共同実施)を実施した。また「セキュリティ対策実施手順書」の見直しを行い部分的な修正を行った。</p>	
評価の視点等	【評価項目22 その他の業務運営に関する重要事項を達成するための措置】	自己評価	A		評 定		
		保有する情報システムについて、「セキュリティ対策実施手順書」の見直しなど、適切な対策を講じて、セキュリティ対策を一層強化した。			(評定理由)		
	【数値目標】 ・年に2回以上のセキュリティチェックが行われているか。	内部での自己チェックに加え、セキュリティ監査会社によるチェックを行っている。			(その他の意見)		
	【評価の視点】 ・情報システム関係のセキュリティは確保されているか。	実績：○ 「セキュリティ対策実施手順書」の見直しにより、さらなるセキュリティの強化を図った。また、セキュリティ監査会社によるチェックを受け問題点を改善した。					
	・職員に対するセキュリティ意識の向上に向けた研修会が行われているか。	実績：○ 年6回セキュリティ講習会(感染研と共同開催)を行い意識の向上に努めた。					